

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成21年3月5日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美智子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美恵子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左千江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	21番	村 山 金 敏	議員
22番	伊 藤 清	議員			

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	竹 原 寿 美 雄 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	山 崎 力 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教育部長	野 田 誠 君	市民部次長	柴 田 二 三 夫 君
		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳 代 志 君

兼高齢者福祉課長
経済建設部次長 前野宏光君
企画政策課長 横山孝三君
監査委員事務局長 高橋芳行君

兼保険年金課長
経済建設部次長 三冶金行君
兼都市計画課長
総務課長 荒川恭一君

5. 議事日程

(1) 一般質問

榊原 杏子 議員
毛受 明宏 議員
近藤 郁子 議員
石橋 敏明 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は21名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に14番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○14番(榊原杏子議員)

おはようございます。

議長のお許しをいただき、一般質問を始めさせていただきます。

1点目、雇用・失業情勢の深刻化に対応するため、雇用労働行政の充実、強化を求めます。

昨年、アメリカから全世界へと広がった金融恐慌、大不況の嵐の中で、トヨタを始め国内大企業は、派遣社員や期間工など、非正規雇用労働者の大量削減をいち早く打ち出し、

職を奪われ、住まいも追われた労働者が派遣村に殺到する事態となりました。

年末年始の話題をさらった年越し派遣村によって、いわゆる派遣切りの問題は一気に社会の関心事となり、これまで取り上げられることの少なかった非正規雇用労働のさまざまな問題が、マスコミで連日取りざたされる状態が続いております。

不景気の名のもとに、当然のように労働者の首切りが横行しており、とどまるところを知りません。新卒者の内定取り消し数が過去最高、解雇の波は既に正社員にも押し寄せており、今後さらに正社員切りが本格化していくと見込まれます。

この3月末までに職を失う人の見込みは40万人とも70万人とも言われ、今年半ばまでには170万人が失業するとの予測も聞かれます。

正規、非正規を問わず、すべての労働者に雇用不安が高まる中で、解雇までには至らなくとも、人員が削減された中で過重労働になっていたり、不払い残業の強制、一方的な時間数削減による所得の低下など、労働環境の悪化も深刻になっています。

このようなときこそ、雇用労働行政の役割は重要視される場所ですが、残念ながら、全国的な傾向として、市町村単位での労働行政とは実に希薄なものにとどまっており、市民のうち、労働者が占める割合を考えると、それに比べて、労働者対策に注がれる費用の割合は格段に少なく、当市の新年度予算を見ても、一般会計予算総額のうち労働費の占める割合は0.17%に過ぎず、またそのうち半分は利子補給のための預託金であり、十分な体制が整っているとは言えない状態にあります。

1月には、外国人労働者向け相談会をハローワークの協力を得て急遽開催をされました。事前のPRもうまくいき、1日では対応できないほど多くの相談者が訪れ、有意義であったと評価をしております。

しかし、同時期に調査をしたところ、日本人の解雇等の相談件数は、産業振興課窓口には0件、勤労会館で行っている高齢者職業支援室への相談件数も把握をされておらず、実際に相談があった場合にはどうするのかと尋ねても、ハローワークに行くように勧めるしかないということで、事業としては労働相談や若者就業相談を行っていても、これまでの活動からノウハウが蓄積をされているわけではなく、余り市民からは頼りにされていない様子が浮かび上がっております。

他団体との連携は大変重要ではありますが、丸投げするしかない状態では、役割を果たし切れているとは言えません。

今後、産業構造の変化は否応なく加速し、労働者を取り巻く環境は厳しさを増す中で、地域の事情に精通した労働者支援施策、すなわち身近な立場での労働相談、職業紹介、能力開発支援や企業への指導、啓発、雇用継続のための支援、労働者教育などの提供へのニーズは必ず高まってまいります。

需要がないから相談に来ないのではなく、こたえる体制と周知の度合いに問題があるということをよく認識をなされた上で、今後、雇用労働行政を求めに応じどのように充実、強化していくか、お示しいただきたいと思っております。

関連して、市が創出する雇用の問題についてもお聞きをいたしたいと思います。

昨日も質問がありましたが、特に公共部門が非正規雇用労働者を増やし続ける状態は、「官製ワーキングプア」とも呼ばれ、問題化してきています。

市の臨時職員の処遇について改善が必要であることは、何度となくこれまで申し上げてまいりましたが、次年度から正規職員の15分時間短縮に合わせて、臨時職員は30分の時間数削減を検討されており、これは収入減少に直結をいたします。

専門職、有資格者の臨時職員については、ただでさえ確保困難な状態が続いているにもかかわらず、最悪の場合、これによって生活が成り立たず、離職に至るケースも考えられます。現場の状況をよく把握した上で、混乱のないよう柔軟な対応を求めたいところです。

今後、予測をされてまいります任用形態のさらなる多様化とあわせて、最低限、兼業禁止規定の適用除外など、臨時職員の任用に当たっては条件を整備しておくことも必要と考えます。これについて、検討を直ちに始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

2点目の質問に移ります。

学業の継続、進学が困難な学生、生徒に対する支援を求めて質問をいたします。

日本私立中学高等学校連合会の調査によると、2008年12月時点で、授業料を滞納している私立高校の生徒は2万4,490人、全体の2.7%に上り、昨年3月末の調査と比較し、9カ月間で約3倍に、中部圏に限っていえば約4倍にも増えたこととなります。

滞納により中退に追い込まれたり、通学するための電車賃がなくて通えないなど、この間の不況の影響で、経済的な理由によって学業の継続ができない生徒が急増しています。家庭の経済状態が悪化し、どうせ進学できないからと、通学しながらも学ぶ意欲を減退させてしまっている生徒も多く存在いたします。

進級、進学シーズンを迎え、大学入試における出願傾向においては、地元志向が高まる、絞り込みによる併願数の減など、経済的事情によって進路選択の幅が狭まっていると分析をされています。

高校入試でも同様に公立人気傾向が見られ、確実に公立校に合格するために、ランクを下げて受験するなどのケースも多く、もちろん進学自体の断念という事態も発生してきています。

子どもの学ぶ権利が経済的事情によって侵害をされてしまうということは、当人の悲劇はもとより、社会的にも大きな損失につながります。親の経済格差が子どもの教育格差に直結し、世代を超えて拡大再生産されると言われています。

背景にある格差の拡大に歯どめをかけることがぜひとも必要であります。差し当たっては今にも学業を断念しようとしている子どもに対し、支援策を打ち出すことが急務であると考えます。

具体的には、まず既存の支援制度の周知徹底を図ること。

救済される可能性があるのに、情報が届かないがためにあきらめてしまうのはとても悲しく残念なことです。国、県、市、民間を問わず、あらゆる支援情報を把握し、まとめ、提供できるようにすることが望まれます。

次に、私学助成の充実。

毎年請願も出されています。額、条件面での拡充とともに、失業などで急に家計が悪化した場合にも、素早く対応できるよう整備を求めます。

さらに、独自の奨学金、一時貸付金制度についても創設を求めたいと思います。

近隣においても、三河地方、知多方面などで制度を設けているところが多くあり、当市においても、かねてから必要性が指摘をされてきたものです。かつてないほど子どもたちが厳しい選択を迫られている今こそ、必要とされる制度であると考えます。

財政が厳しい折だからこそ、子どもの一生を左右するかもしれない重大な局面で、市が何をできるのかが問われます。大いに知恵を絞り、あらゆる手段で支援をしていく。さらに、そのことを強く打ち出すことによって、子どもたちに対し、「社会は学びたいあなたたちを応援する、見捨てない。だから希望を失わないで」と語りかけることになります。一つでも多くのことに取り組んでいただくように望み、答弁を求めます。

3点目、県市長会への支出のあり方と内容について改善を求めるため、質問をいたします。

愛知県市長会が昨年5月に愛西市で開催された市長会議の際に、多額の食糧費を支出していたことが、昨年末の新聞報道で大きく取り上げられました。

県市長会には加盟 35 市が年間約 1,700 万円を負担金として拠出しており、会議は年2回、各市の持ち回りで開催され、1回につき 260 万円が担当の市に対して交付金として出され、使われています。

そのうち、食糧費は毎回 100 万円前後使われており、市民の税金を飲み食いに使ってよいものかと問題提起をされておりました。

県市長会は、収支報告書等の関係書類の扱いについて、公開の定めを設けておらず、任意団体であるからという理由で情報公開を拒んでいます。当市に保管されていた予算、決算などの資料については見ることはできましたが、その中には1回の会議に使われた金額の明細などは存在せず、これでは各市が負担をした公金がどのように使われたのか明らかにならず、透明性が確保されていません。

そのほかにも、時勢に合わない海外派遣を行っている点。飲食を含め、会議内容全般について、そもそも負担金として支出することは妥当なものかどうか。1億円以上に上る財政調整基金について、運用の定めがないことなど、調べるほどにさまざまな問題点、疑問点が浮かび上がってまいりました。

国や都道府県においても、天下りの受け皿になっている外郭団体等の見直しに取り組まれつつあり、各種法人や任意団体など、形態を問わず内容や意義が問われてきています。

ついに発覚をしてしまった県の裏金問題とも相まって、公金の不透明な使われ方について、市民の目も大変厳しくなっている今、市長会がかたくなに情報公開を拒む姿勢は、理解を得られるものではありません。

3月議会において、多くの他市の議会で、県市長会のこうした問題について取り上げ、改善を要求する動きが出ています。当市からも、これらの問題点について、県市長会に対し改善を要求するべきだと思います。認識をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.5 ○経済建設部長(山崎 力君)

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための雇用労働行政の充実、強化についてということで、ご答弁を申し上げます。

本市の労働行政は、相談事業といたしまして、労働相談、若者の就業相談等を実施しております。

労働相談については、県から相談員を派遣していただきまして、毎月第1金曜日の午後でございます。それから、若者就業相談につきましても、独立行政法人の雇用・能力開発機構からアドバイザーの派遣を受けまして、毎月第3火曜日の午後を実施しております。

労働相談等の業務につきましても、関係法が多種多様でございまして、専門の方の派遣をお願いしているのが現状でございます。

雇用事業は、雇用創出事業といたしまして、新左山の工業団地によりまして、14社の企業誘致をして、新たな雇用の場をつくってまいりました。

それから、職業紹介といたしましては、高齢者職業支援室で国の委嘱を受け、職業紹介等を行ってききましたが、国の要領の廃止を受けまして、委嘱が受け入れられなくなりまして、今年度末、3月末をもちまして廃止となります。

これにかわるものとして、商工会等と協議をさせていただきまして、これは市内の企業に限るわけですが、独自で市内の企業等の収集をいたしまして、新年度より求人案内を実施させていただく予定をしております。

それからさらに、これは初めての試みをさせていただく予定をしておりますが、財団法人の「21世紀職業財団」というところで、女性の方に限りますが、出産とか育児、介護等で退職をされまして、再就職を希望される方の再就職に対しましての準備的なセミナー、そういったことを5月の末に予定をしております。これは5月号の広報等で案内をさせていただきたいと思っております。

一応これは定員がございまして、20名程度ということで聞いておりまして、細部について

はこれからまだ詰めてまいります、女性の方の再就職のためのそういったセミナー、これは託児所も設けるということで、1歳以上のお子さまも預かるというようなことを聞いております。また、細部のことを詰めましたら、広報等で周知をさせていただきたいと思っております。

今後の雇用労働といたしましては、現状の相談業務など、PR、拡充をしております。市内の企業への労働基準法等の企業責任の啓発や、働きやすい職場づくりをしていただくように、企業セミナー等も実施に向け努力してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.7 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、1点目の質問の中で、非正規雇用労働者についてのご質問がありましたので、答弁していきたいと思っております。

厳しい行財政運営の中で、市民の方からの効率化の要請にこたえるため、スリムで効率的な行政を目指しています。職員構成の見直しに取り組んでいるところでもあります。

こうした状況の中、一つの手法といたしまして、市では正規職員がみずから対処しなければならない業務以外は、どのような対処が最適な方法であるか検討を行い、その一つの方法といたしまして、臨時職員の採用を行っているところでもあります。

来年度から、正規職員の勤務時間の短縮に合わせまして、一部の臨時職員さんについても、勤務時間の短縮を行っていきます。したがって、臨時職員の方は時間給による賃金でありますので、勤務時間が短くなれば収入は減となっていきます。

しかし、すべての臨時職員の勤務時間が短くなるわけではなく、これまでフルタイムで働いていた方の一部の方の臨時職員の方が対象となっていきます。

また、最低限、兼業禁止規定の適用除外の件も質問がありましたが、これは地方公務員法第38条に規定されておりますので、適用除外規定を設けることはできませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから3点目の質問、県市長会の支出のあり方と内容についての改善についてご質問がありますので、これについても答弁していきます。

愛知県市長会は、地方自治法に根拠を置く、いわゆる地方6団体の一つであり、全国市長会の中の組織であります。全国を9つの地区に分けたうちの一つに東海市長会があり、愛知県市長会はその中に属するものであります。

市長会の目的は、「各市間の連絡協調を図り、市政の円滑なる運営と進展に資し、繁栄に寄与すること」とされています。その目的達成のため、地方自治法に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律、政令、その他の事項に関する意見具申を内閣等に行うことなどを

行っております。

年2回行われます通常総会は、県、国に対する各市からの意見要望を協議し、総会の中では、当然のことながら事業計画、予算及び決算に関することも協議議題であります。議決事項となっております。

その後に懇談会も行っているもので、その懇談会についても、各市の情報交換、それから意見交換の場として利用されており、意味のあるものとなっているものと認識しております。

以上で答弁を終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.9 ○教育部長(野田 誠君)

2点目の学業継続、進学が困難な学生、生徒に対する支援につきましてお答えさせていただきます。

今、学校で行っております具体的な支援制度の周知につきましては、中学3年生の高校進路指導時に、保護者の経済的負担を軽減するための愛知県教育委員会や財団法人愛知県私学振興事業財団等が実施しております各種既存の制度を一覧表にして、生徒のおのにおにきめ細かく指導を行っているところでございます。さらに、今後は豊明市のホームページでも掲載していけたらと考えております。

また、私学助成の充実や奨学金、一時貸付制度の制定についてのご質問でございますが、現在、豊明市教育委員会では、ご案内のように私立高等学校授業料補助金を保護者の所得に応じて支給しております。年額3万円、あるいは年額1万5,000円を支給させていただいております。

補助の条件の緩和や額の充実、あるいは奨学金制度の制定などにつきましては、現在の厳しい財政状況下におきましては、大変困難ではないかと考えております。

しかしながら、所得のとらえ方については、前年所得によらず、今が大事だということで、離職証明を申請時に添付し、奨学金等の支給を実施している他の自治体もあるとお聞きしておりますので、今後かかる支援につきまして、調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁が終わりました。

再質問がありましたら挙手を願います。

榑原杏子議員。

No.11 ○14番(榑原杏子議員)

では、3番目の市長会のほうから再質問をしてみたいと思います。

聞いたことに全部答えていただけていないかなということを思いましたけれども、市長会の意義を否定するものではありません。

ただ、市長会のほうから情報が出てこないんです。任意団体だからということによって情報を公開しない。市のほうからお願いしてもらって出してもらうことはできないかということも、一部担当の方から請求をしてもらいましたけれども、それについてもできない、あるいは見せてくれるなというような対応で、非常に透明性が保たれていないわけです。

おっしゃるように、全国市長会については、大変オフィシャルな地方6団体の中の一つであります。旧自治大臣に届け出もされている団体であります。その中に、明確にブロックと各都道府県の市長会についても位置づけられているわけです。

ということは、任意団体ではありませんよね。非常にオフィシャルな団体だというふうに私はとらえております。

任意団体だからということで情報公開を拒んでいるこの市長会に対して、それは構成団体としてもいい迷惑だと、透明性が保たれていないと言われて、市民から怒られるということで、きちんと要請をしていただきたいということが主眼なわけです。

それと、もし任意団体だからということ市長会のほうが言い張るのであれば、これについては、市長会議を行うときに市の職員を随行させるとか、開催地で会議の準備を市の職員が行うとか、そういうことはおかしいわけです。

また、輪番制で職員を派遣しています。これについても、法律によって自治体から職員を派遣できる団体というのは明確に規定をされていまして、任意団体であればこれに当たりません。

まして、負担金というふうにするものですが、負担金というのもこれも、国または地方団体が強制的にこれを徴収するものであるという、交付という言葉についてもおかしい。どれも任意団体であるというならばおかしいものなわけです。

非常にオフィシャルな団体であって、市の負担金という名の税金も投入されている、県の補助金や、まちづくりのために使われるべき宝くじの収益金を市町村振興協会から補助、負担というふうを受けて、この県の市長会は存在をしているわけです。

であるならば、会計については、しっかり市民に示して恥ずかしくない活動を行っているはずだということで、まずは情報公開をきちんと求めていただきたいということを思いますが、いかがでしょうか。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.13 ○企画部長(宮田恒治君)

市長会の情報公開につきましては、私たちの市役所、自治体につきましては、情報公開の義務づけはされていますけれども、市長会の情報につきましては義務づけられておりません。

今後、総務省や法律等にも多分指針が示されるだろうと思います。そのように整備されるだろうと考えておりますので、そのときには情報公開ができるだろうと考えております。

以上で終わります。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.15 ○14番(榊原杏子議員)

上から言われなければ出さないというのはおかしいわけですよ。公金の使われ方ですので、透明性は担保していただかなければならない。まして、市長さんが集まって構成する市長会ですよ。それを求められないというのもおかしい話だと思います。

市長会で行っている事業の中で、当市においてはずっと前から参加をしていないわけですが、海外派遣というも行われている。この費用のうちの半分を市長会のほうから出している。うちが参加しなければいいという問題ではなくて、うちから出している、わずかな額でしょうけれども、そのうちの一部が、よその市長さんたちが海外に行って視察をしていくということに使われている。そのことについてはどうお考えなのでしょうか。

それから、基金があります。財政調整基金として1億円以上、1億1,500万円ということでしたけれども、今持っています。この運用の基準について定めがないということ、市の担当から確認をしていただきました。

説明は受けたようでありますけれども、平成4年でしたか、説明を受けた資料というのがあって、その中では7,000万円積み立てる、緊急時に使うみたいなことがあったようですが、今、それ以上にたまっているわけですし、まして愛知県の市長会、愛知県が今どういう状況にあるかということを考えれば、負担金の引き下げ、財政調整基金を意味なく積み立てておくのではなくて、これを使って各市の負担を減らすということも検討されてしかるべきだと思います。

滋賀県において、同じようなことが指摘をされておりまして、1年ほど前ですけれども、これは過去に適切でない支出もあったということで、3,000万円の基金は取り崩す方針ということを決められております。滋賀県においては、3,000万円もここに置いておいてはもった

いないということで取り崩す方針。愛知県には、何回も言いますけれども、1億円以上あるわけです。

これについては、当市もほかと変わらずというか、ほか以上に当市の基金なんかもうすっからかんの状態なので、市長会について、この基金を取り崩してもらうように要望することはできないでしょうか、お願いします。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.17 ○企画部長(宮田恒治君)

まず最初に、市長会の海外派遣につきまして、豊明市の状況からまず答弁したいと思います。

豊明市は、市長会の主催する海外派遣については、平成12年度以降ずっと参加しておりません。ただし、こうした事業についても市長会の事業費の中に含まれておりますので、市長会の予算につきましては、総会の審議を経て議決されたものであります。決算についても、監査を経て総会で承認されたものでありますので、市長会の会則に基づきまして、市長会が決めた事業予算については、それぞれ市が負担するべきものと考えております。

それからもう1点は、基金のご質問がありましたので、市長会の財政調整基金の目的は、豊明市も財政調整基金というものはございます。その目的はほとんど同じでありまして、経済事情の著しい変動、あるいは災害等に対したときに、それに充てるという形になっていきます。

また、市長会が市から所要の負担金を求めることができない場合、それから不足する経費等の財源に充てるための基金としております。

それからもう一つ、こうした基金が多過ぎるから負担金を減らしてはどうかということの質問でありますけれども、現在、市長会のほうでは、各市の負担金を2分の1に減額をいたしまして、この不足分を基金から充当しています。

以上で答弁を終わります。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.19 ○14番(榊原杏子議員)

負担金2分の1というのは毎年の中で、これで少しずつ崩しているような状況もありますけれども、まだたくさん残っているわけですね。平成4年の時点で基金必要額とされていた7,000万円よりもたくさんあって、それでこの県下の経済状況の悪化ということがあるわけですので、これは議決をされたものとおっしゃいますけれども、状況の変化に応じてこれをお願いするとか申し出る、あるいは次の予算についてはということで話をされる、こういったことも必要ではないかと思えます。

市長にお聞きしたいと思います。市長会議を何回か参加されていると思いますが、内容についてはどうお感じになりましたでしょうか。

以前、当市で受け持ったときには、平成17年ということで、市長はいらっしゃらなかったわけですが、300万円という予算でやっておりました。それに比べて260万円、少しだけ減って開催をされているわけですが、飲食ですとかお土産ですか、会議の内容そのものについても、懇親会で情報交換することは大変意味のあることだと思います。

市長さん方は、各地の状況を意見交換されて大変有意義に過ごされると思いますけれども、それには100万円の飲み食いがついてこなければ成り立たないものかといったら、そうではないと思うんです。

市長はそのメンバーの中では新しいほうですので、なかなかそういったことは言い出しにくい環境にはあるかと思えますけれども、まずその会議の内容について、華美な部分はなかったか、見直すべき点は何一つないのかどうか、印象も含めてお聞きしたいと思います。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.21 ○市長(相羽英勝君)

市長会がやっていることがみんな悪いみたいな話ではいけませんので、私なんかは新人の市長でありますから、この県市長会あるいは東海市長会に行って、まず人脈をつくるということもありますし、それから県下の市長さんとの懇親、交流によって、フランクに話し合えるような人間関係をつくっていくということも大事であります。

それと何よりも、やはり私にとりましては、こういうところでの意見交換だとか、あるいはいろいろな提案をして、いろいろな話を聞いてみるということに大変意義があるわけであります。

それと同時に、一つの市ではやれないような課題あるいはテーマをそれぞれが持ち寄って、そして県の市長会とか東海市長会から国のほうに依頼あるいは請願をしていく。そういうようなことで、目に見えない大きな役割を果たしていることも事実でございます。

また一方、組織というのはいろいろな意味でマンネリになってきますけれども、海外研修の話がありましたけれども、こういうものは、私の見方は、必要があればたくさん申し込みがあると思いますけれども、私も今必要性は、私にとってはまず市の市政を遂行するということのほうが大事だというふうに思っておりますから、2回にわたってお誘いはありましたけれども、お断りしております。

しかし、参加される方がどんどん減ってきているということも伺っていますから、この社会の流れというんでしょうか、そういうものに立脚した適切な対応が近々とられるものであろうと、私はそういう認識をいたしております。

以上でございます。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.23 ○14番(榊原杏子議員)

市長会のやっていることを否定するつもりはありませんと、最初にも申し上げておりますけれども、交流や意見交換は大事で意義のあることだというのはわかります。参加をやめてくれというわけではありません。

ですけれども、じゃ100万円の飲食というふうに新聞に書かれまして、私の後の2つの質問、雇用を切られた人や、市で官製ワーキングプアに陥っている人や、それから学業を今にも断念しようとしている子どもに何かできるかできないかとか、そういう話をしているときに、県下の市長さんが集まって会議で260万円使って、100万円で飲み食いしていたという報道が出て、じゃ経済状況が悪くなって何かを我慢していたり、何かに耐えていたり、そういう市民がどう思うか。

それを考えたら、やはりこれを、組織がマンネリ化しているかどうか知りませんが、新しくても、ものを言っていかなきゃいけないと思いませんか。

壇上でも申し上げましたけれども、今回、把握している限りでは、8市において同様の論議がされるとお聞きしています。

市長は、職員に対しては現状維持は恥だと、改革改善こそ誇りであるということをおっしゃっているわけです。なので、新参だからといって臆することなく、むしろそういう意見を引っ張って合意形成をして、県下の市長さんたちとともに無駄をなくすということに取り組まれるべきだと思うんです。

なので、次は豊橋市で開催されるそうですけれども、この会議において、今指摘されたいろいろな問題について改善要求をしていただきたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.25 ○市長(相羽英勝君)

いろいろやっている内容については、必要最大限のことについてやっているというふうに思いますけれども、時代だとか、あるいは仕組み的な問題とか、あるいは世間の見方とか、いろいろなことも考慮して、そういうまた機会があれば、その時点で私なりの提案をさせていただきたいと、こういうように思っております。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.27 ○14番(榊原杏子議員)

それでは、機会をとらえてそのような発言をなさっていただきたいと、お願いをしておきます。

もう一度申し上げますけれども、こうした負担金として市が支出している分も税金であります。基金を取り崩して負担金を減らしていただくなり、会議の無駄を省いていただくなり、あるいは他市の市長さんが海外に行くのを控えていただくなり、そういったことで少しは還元されるものがあるかもしれません。

そうしたら、それをまたほかのことに、じゃ本当に困っている人に手を差し伸べることに使えるかもしれません。なので、ぜひともそのことについては、よく心得ていただいてお願いをしておきたいと思います。

労働行政ということについて再質問したいと思いますけれども、関係法が多種多様で、市の職員では対応できないというようなことを言われました。確かに労働相談に適切に対応していくスキルというのはなかなか大変なものかとは思いますが。

ただ、今、実際に派遣切り、非正規切りとか、正社員もそうですけれども、解雇や労働争議とか、そういうことに直面している人たち、そういう労働者の中には、基本的な労働者の権利とか、法知識について、疎い方がかなり多くいらっしゃいます。いきなり明日から来なくていいと言われたとか、そういうのをのんでしまう、その場で言い返さなくてのんでしまって、これはおかしいんじゃないかということで、あちらこちらに相談に行かれるというような事態がたくさん発生しているわけです。

通常、窓口で相談を受ける体制というのは、万全ではないかもしれませんが、ほかの団体に回すだけでもないと思うんですね。「ハローワークへ行ってください」と言っても、ハローワークも行列しているわけです。十分な相談体制がとれていません。

なのに、ハローワークへ行けと行って、身近なところに対応されなかった、してもらえなかったという思いを抱くというのは大変よくないことですので、事例をまず聞く。聞いて対処できるもの、あるいは「それは違法ですよね」とか、「それはひどいですよね」と、その一言でも本当に救われる人もたくさんいるわけです。

まずは聞いて、これを対処するということが必要だと思いますが、そういった窓口での対応が少しでもスムーズにできるように策を講ずることはお考えになりませんか。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.29 ○経済建設部長(山崎 力君)

先ほども申し上げましたように、今おっしゃられるような法的な部分等については、非常に難しい問題がございます。したがって、先ほど申し上げましたように、労働基準監督署等の協力も得て、そういったセミナー等を開催してまいりたい。

これについても、今、社会がこんな不安な状況でございますので、そういった部分についても、非常に関係諸省庁が非常に煩雑といいますか、時間的になかなかとれないというようなことも聞いておまして、そういったことでは、今おっしゃられるようなこともお答えできないという部分がございます。

したがって、専門的なそういったセミナー等を鋭意開催できるように、今、担当のほうで奔走している状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.31 ○14番(榊原杏子議員)

女性の再就職についてのセミナーが行われるということで、それについては期待をしております。

外国人向けの相談会についても、成功という言い方はふさわしくないかもしれませんが、けれども、たくさんいらして好評だったということを知っております。

こういうイベント的なものを開催することも結構だと思います。そこで関心を引くというか、喚起をして相談につなげるということもできると思いますので、イベント的なものもやっていただきたいとは思いますが、後は、やはり常日ごろから、だれがどういう状態で来ても相談に乗れる体制がとれることができれば望ましいわけですね。

自治体で、市町村の段階で、そこまでできるような体制が整っているところはほとんどないものですから、過度な期待はいたしておりませんが、これからどんどんそういう困った労働者というのはまだ増えていく、そういう予測がある中で、市民が困っていて、市役所は自分のところでは対応できませんということは、基本的に余り望ましくない。できるだけ対応できるようにしていかなければならないと思うんですよ。

これまでいろいろ相談を受けていますよね。専門家に来ていただいて受けているわけですが、その内容をある程度共有するとか、マニュアル化するとか、そういうことも可能かと思うんですけれども、少しでも担当される職員がそういう情報に詳しくなれるようにということが必要だと思うんです。

産業振興課があれもこれも受け持っていて、大変範囲が広くてお忙しいと思います。労働行政を担っているという意識が、今までのところでは非常に薄いのではないかなというふうに私は感じました。無理もないことだとは思いますが、自治体として、労働費の中で人件費を支出しているところは大変少ないですけれども、今回、勤労会館でやっている高齢者のほうを商工会にお願いするような形になって、労働費としては削減になりました。

じゃ、困っている労働者がたくさん発生しているという状況で、今この勤労会館のほうで十分に機能していたとは私は思っていないんですけれども、それが浮いてきたときに、じゃ何ができるかということをお考えにならなかったのかなということが、やや残念なわけですね。

商工会のほうで、市内企業との求人を引き合わせをしていただくということは、直接的にはとてもよいことだと思うんですけれども、労働行政を担うという意識を持っていただくと、もう少しほかの考え方もあるのではないかなというふうに思います。

この間の非正規切りの問題で、市役所にそういった困った人が殺到しているんじゃないですか、市役所は大変なんじゃないですかということを、私は何人かの市民の方から聞かれました。実際は受けられていないということは、じゃここに行けば何とかなる、相談に乗ってもらえるということが周知をされていないわけですね。

月に1回やっている相談についても、長蛇の列になるということではなくて、これは周知の問題であろうと思うんですけれども、まずは周知に努めるということも答弁でおっしゃいました。どのようにこれを、今以上に周知をされていけますでしょうか、お願いいたします。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.33 ○経済建設部長(山崎 力君)

さらに、広報等、いろいろなメディアを使うという、市で言いますと情報ボックス等々がございます。そういったものも使わせていただきながら、PR等に、あるいは周知させていただくような方法をとってまいります。

終わります。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.35 ○14番(榊原杏子議員)

いろいろなメディアを通じてということ、今以上のものを使って周知をしていただきたいと思えます。

それから、答弁の中で言われましたけれども、企業責任の啓発ということもおっしゃいましたでしょうか。市内企業、使用者側の方々に対しての働きかけ、使用者として知っていなければならないことというの、どこでもそうですけれども、残念ながらよくわかっていられない。働く側も使う側もよくわからないでやっつけてしまっている。で、あるとき突然トラブルになるということはお互いにとって不幸なことです、市内業者への働きかけ、おっしゃるように大事なことだと思えます。

これについては、何か具体的な策というか、やられていくことについては、どのように啓発をされていくのかというのは何かありますでしょうか、お願いします。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.37 ○経済建設部長(山崎 力君)

したがって、一般の人たち、労働者側のセミナーということではなくて、企業者、いわゆる使う側のそういったセミナーも考えていきたいというふうに思っております。

終わります。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.39 ○14番(榊原杏子議員)

緊急雇用の関係で一昨日から質問がありますけれども、内容についてまだお知らせいただけなようですので、ちょっと何をやられるか、よくわかりませんが、その緊急雇用とかふるさと雇用とかで雇用の創出ができるわけでありますので、そういったものも、その募集に際しても、少し通常の募集より手間をかけて、大々的にそれを募集されることによって、いろいろ市がやっていることのPRにもつながると思いますので、そこにはひと手間かけていただきたいということを要望します。

それから、企業の責任ということも言いましたけれども、内部留保をたくさん持っている大企業は別として、中小零細の企業は大変厳しい状態にあることは私も承知をしております。

なので、県のほうでも緊急雇用の関係でしたか、新しい雇用をつくったところには、ちょっと期間を経てですけれども、支援をするということも発表されております。そういう企業に対しての雇用継続のための支援策についても、よくPRされるようお願いをしておきます。

それで、労働行政ということで、余り今得意なジャンルではないことをわざわざお聞きするのは、これは必ず市町村においてくる問題であるので、今まで同種の問題をいろいろ取り上げましたけれども、これは私たちの仕事であるという認識を持って望んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、「官製ワーキングプア」と申しましたけれども、市の臨時職員が、非常に収入が低いということだけではありません。条件面だけではなくて、臨職の方に責任の重い仕事を割り振っているとか、そういう現実があります。

これは国の制度の問題でもありますし、市としてはいたし方ない部分もあるとは思いますが、ですけれども、臨時職員の待遇も非常によくない中で、その人たちに負担を押しつけていて、いつまでもそれをやっていていいわけはありませんので、じゃ時間数の削減ということで、フルタイムの方が削減になる。正職員は15分短縮である。臨時職員は30分である。なぜ15分じゃないんですかということをやはり思うわけですよ。

終わりの時間が違えば、打ち合わせ等に要する時間もとれないとか、そういうこともありまして、これは保育士のことが多いわけですが、非常に影響が出るんじゃないか。

あるいは、一方的に条件を悪くすることに非常に近いことですので、そうしたらじゃもう臨時職員の皆さんは、今まで、本当は長年やってはいけないけれども、長年耐えてきたけれども、もう知るかということにならないとも限らないわけですよ。そこを、どうやってその方たちに丁寧に接していくか、対応していくか、そして現場に混乱が起こらないように対策をしていくかということが、とっても大事だと思うんです。なぜ30分切りなのでしょう。

それから適用除外、兼職についてのことをお聞きしましたけれども、臨時職員さんとはいえ、地方公務員法の縛りを受けて兼業は禁止をされる。38条とおっしゃいましたけれども、この中で、許可を受けなければ営利企業等に勤めてはならないということがあるわけですが、市の規則の中で、「この許可を受くべき地位を定める」というのがありまして、これは市で定めているわけですよ。

そうすると今後は、フルタイムの人は違いますけれども、非常に短時間の任用ということも出てくる、既に出ている。そういう場合に、これは兼職ができない、収入が確保できない、じゃ市の仕事はできないということにつながっていったら、大変市としても困ると思うんですけれども、じゃこれをどうしていくのか、どうやってこれに対処していくのか。兼業の申し出があったときには、きちんと許可をしていただけるのであればそれで結構ですけれども、どういうふうに対処されるんでしょうか。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.41 ○企画部長(宮田恒治君)

それではまず、なぜ30分削減したかという質問がありましたので、それにお答えしていきたいと思います。

職員は、来年度から8時間から7時間45分になります。つまり、職員は15分削減されていくことになっていきますけれども、それに合わせて、臨時職員さんも削減をさせるという形になりますけれども、なぜ30分かと言いますと、現在臨時職員さんの単価につきましては、時間給であります。1時間幾らという形で契約をしていきますが、それでも1時間ごとというのはなかなか難しい面がありますので、これを30分単位で計算をいたします。

最大、時間給については30分ごとを認めておりますし、超勤についても同じです。それから、早退ですとか遅参についても一応30分単位をめぐりにして、今これを規則で定めておりますので、この規則どおり1日の最大時間を7時間半とさせた理由であります。

それから、兼業の禁止について、許可を取ったらどうかということですが、臨職さんの中には、確かに1日数時間で勤務が終わる臨職さんもおみえになります。そういった方がほかの職業につきたいということであれば、そうした申請があれば、こうした空いた時間に許可することも可能であると思っておりますので、またその相談については個別に対応させていただきたいと考えております。

以上で終わります。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榑原杏子議員。

No.43 ○14番(榑原杏子議員)

兼業の適用除外というか、許可に関しては個別に対応されるということですので、不平等がないようにきちんと対応していただきたいと思います。

時間数の削減については、1時間のところを30分にしたということもありましたけれども、じゃその短時間の職員については、25分とか、そういう定めも条例の中にあつたようでありますので、臨時職員についても15分切りは4分の1ですので、できないことはないと思いますので、よく検討されるようお願いをしておきます。

それから、学業を断念しようとしている子どもに対して何かできないかということで質問をいたしました。中3の進路指導のときに、一覧表にして対応しているということをおっしゃいました。

それも大事なことだとは思いますが、学業を断念してしまう瞬間というのは、進学に向かったその1年のことではありません。下の兄弟がいるとか、うちはどうせだめだろう、進学はできないだろうとかということで、中学生に関しては、大部数はあれでしょうけれども、いろいろ考える子はいっぱいいます。自分で判断をしてしまうというのがとても恐いんですね。社会からのメッセージ、大人からのメッセージというのをきちんと届けるべきだということをおっしゃいます。

それで、既存の制度については、今、一覧表にしてまとめられて渡されているものについてももちろんですが、学業、望む学問の道を進むということにおいて、いろいろな減免やら、奨学金やら、支援やらというのは、いろいろな主体がやっているものですね。

特に私立大学においては、このところ、続々と緊急対応の奨学金制度ですとか、そういうものを発表されております。個人でこれを全部まとめて調べようと思うと、大変骨が折れる。これをだれかまとめてちゃんとしてくれないかということをお望みされると思うんですけども、こういう情報収集の努力を今後もしていただきたい。

それから、特に近場の学校、高校、大学のことについてはよく調べていただいて、まとめて持っておいていただきたいということを思います。

それから、学校での対応だけではないと思うんです。学校では言えないというケースも考えられますし、非常に恥の概念が付きまったり、いじめやかからかいのネタになったりしますので、市のほうでも、あるいは保護者に対しても呼びかけというか、どんな支援があるかという、いろいろな道を示してさしあげることだと思うんです。

まずは、金銭面の工面ということもあるでしょうけれども、それから働きながら学ぶことへの支援として、専門学校が提携している企業とか、新聞奨学生というのも昔からありますけれども、そういうもの、あるいは学資ローンや、そういうことも含めて広い視野で支援をしているものを提供していただきたいと思いますが、やっていただけでしょうか。

それから、私学助成のほうでしょうか、所得に関しては、離職証明等があれば調査研究ということを言われました。ありがとうございます。

ぜひやっていただきたいんですけども、これは毎年10月に締め切っております。次年度に間に合うようにその体制を整えていただけるでしょうか、よろしく願いいたします。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

残り20秒です。簡潔にお願いします。

野田教育部長。

No.45 ○教育部長(野田 誠君)

広い視野の観点での情報提供はさせていただきます。

所得の不足に関しましては、前年ではなくて、現在の状況については検討させていただくというのは、先ほど答弁したとおりです。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、14番 榊原杏子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時1分休憩

午前11時12分再開

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 毛受明宏議員、登壇にてお願いいたします。

No.48 ○1番(毛受明宏議員)

まず質問に入る前に、石川清康議員には6期22年にわたり、豊明市政を支えられた功績に敬意を表するとともに、心中よりご冥福をお祈りいたします。

さて、議長よりご指名をいただきましたので、通告に従い一般質問に入りたいと思います。

まず質問に入る前に、先日、国会の補正予算の中で注目を集めた定額給付金について、けさの報道によると、既に給付が始まる自治体もあるとお聞きしております。

当市におかれましても、代表質問の中でゴールデンウィーク前後に手続きが始まると答弁がありました。また手続上、困難も予想されますが、スムーズな給付に努めていただくよ

う、願うところでございます。

さて、本日の質問は将来の道路の環境、防災安全、エコと学習についてご質問いたしますが、まずエコについて質問に入る前に一つお話をいたします。

昨年の9月議会の私の一般質問の中で、第4世代の光源となるLED照明について質問させていただきました。

今年1月の新聞によりますと、LED照明は、今やトヨタ自動車グループの会社が、今年の夏ごろから車載照明のみならず、LEDの一般照明事業に取り組む発表をなされ、住宅店舗用照明器具として商品開発を進め、今後、白熱球や蛍光灯と置きかえが進み、2015年の市場では1兆円規模までに拡大すると予測されているとのことであります。

しかしながら、先回の当市のLEDの質問の回答では、器具が高い、当市の防犯灯の補助金は1万5,000円が限度などの理由で、当市の実用は難しいとのことであります。それは確かに、現状では見積価格が違い過ぎた面は確認できたため、無理なのかなと感じておりました。

しかしながら、このたび市内の街路灯メーカーが、みずからLEDを市民に親しんでいただくため、また第一に豊明市民にLEDというものを知っていただくため、市役所東館角の商工会街路灯に、水銀灯と交換した形でLED街路灯をご提供いただいたとお聞きしております。

今後、LEDに対する反響をはかるとともに、昨今の当市や各区の街路灯、防犯灯事業への普及はもちろんのこと、地元豊明生まれのエコ商品として実証済みでもあるLED照明が、当市を始め県や国や、また世界に対しても発信されていくことを心から願い、また今後LEDを始め、豊明商工業の発展を願うものであります。

さて、質問に入りたいと思います。

まず、1つ目の道路後退要綱について。

私の地元となる阿野地区を始めとした国道や県道、今の主要地方道の旧道沿いを始めとした昔からの居住地となる箇所が点在していることは、ご承知であると思われま

す。私は、その当時から生きていたわけではないので、あくまでもお聞きした話と私なりの想像であります。以前は住民がお互いに土地を出し合い、田畑へ行く道が現在の市道認定の道路となったのではないかと思います。

以前の阿野区内では、私が小学校のころ、豊明駅のJA阿野支店から北に延びる旧県道瀬戸大府東海線は、名鉄バスが行き来するなど、交通が盛んな道路と確認しているが、昔はバスも自動車も小型であったのだろうと、当時を振り返って思います。

また、自動車社会もまだまだこれからという時代で、お年寄りにお聞きしますと、境川方面の荻外山付近の田んぼの水やりに行かないといかんが、今では豊明駅西側から北に延びる県道を渡るのに危ないのでまいったわ。などと聞くことから、今と昔の違いがうかがえます。

しかし、今は今と考えると、そんな状況下からつくられた道路であり、昨今の道路状況や

自動車の進化で大型化がなされ、自宅へ帰るのも困難な道路幅員の箇所が多々あると確認しているし、実際にそういうお声もお聞きします。

当市では、宅地造成や建築行為などを行う際に、愛知県建設部が建築基準法に基づき開発する土地に接する道路センターから片側幅員2メートル、全幅員4メートルを確保する指導をなされている。

これは、建築基準法第42条の第2項の道路後退として、古くは昭和25年より定められているということではありますが、何分地主が建築行為等に入る前に確認される法令であったため、不行きになりがちなことでもあると考えられる。

しかしながら、前項で述べたとおりの道路事情や、いつ来るか想定できない地震等に対する災害や緊急で、緊急車両の行き来にも支障が出るなどの懸念がなされております。

私の調べでは、このような場合、豊田市において建築基準法とともに道路後退の整備基準を定め、建築行為等に係る土地に接する道路センターより2メートルのセットバックをしてもらった際に、用地の確定境界杭とは別に、後退用地に対する豊田市独自の後退杭を設置するよう要綱を策定しています。

また、安城市にいたしましても、狭隘道路拡幅整備要綱として、豊田市と似た形で要綱を定め、住民にご理解をいただいております。

また、岡崎市に至っては、狭隘道路整備等促進事業として条例を制定しているため、後退をしていただいた際に申請すると、撤去費、設置費、樹木の移植費等の補助金が出るなどと対処しているそうであります。

昨今の当市においても、宅地造成等で地主の深い理解による道路後退用地は確認しておりますが、道路後退要綱を設けていないため、後退杭設置までには至っていません。下がっていただきながら、なおさら杭までも打つかと思われそうですが、将来快適な生活空間をつくるべく、道路のことを地域住民に認識してもらうためにも、4メートル幅員の道路、第42条の第2項、いわば2項道路は必要不可欠と考えます。

当市においても、建築指導、建築確認の際に、道路後退をしていただいた用地に対して、道路後退杭を設置する道路後退要綱策定のお考えがないか、ご質問いたします。

続きまして、2つ目の安心・安全防災行政ラジオについて。

当市は、東海、東南海地震発生時、北部地域で震度5強、南部地域で震度6弱、場所によっては震度6強の強い揺れも想定されています。また、いつ起きるかわかりません。

そんなとき、どのような状況に陥るのかは、だれもがわからないことであるが、そのままの震度予想で揺れたら、大被害を受けたまちを見て、市民はパニック状態に陥るのかとも考えられます。

平成7年1月17日に起きた阪神・淡路大震災にて、神戸や淡路の震災に関する施設やつめ痕に何度も足を運び、見に行ったことがあります。そこで見た動かぬ写真に壊滅だと感じ、揺れ終わった後のすさまじさは確認できるが、実際に起きたときに、すべてを失ってしまった周りの市民が、どのような心境で、どのような精神状況に陥っているかを確認でき

る資料館はお見かけしない。

私ごとではありますが、震災後に知り合った商工会青年部の仲間であり友人に、お聞きする機会が年に数回あります。そのお話をお聞きすると、揺れの恐ろしさはもちろんですが、揺れ終わった後のことをお聞きすると、お聞きするだけでも考えがつかなくなる状況を察します。

昨日まではそこそこの人通りの商店街が、一気にがれきの山になり、友人の話だと、逃げ出せたものの、自分の店舗兼家屋が全壊となり、何をしてよいやら、どうしてよいやらになってしまい、何も考えがつかない状況に陥って、ただただ啞然としてしまったとのことでございました。

しかしながら、近所づき合いや被害の軽かった知り合いや友人の声が何よりも助けになって、もう一度、この場所で借金を抱え、店をやっていききたいという決意に至ったそうでございます。私は、人の声とは心強いものなのだと、お話を聞きながら節々に教えていただいたような気がします。

さて、昨今では当市も地域防災組織の確立や防災倉庫の充実や点検、そして本年より市長が今まで以上に馬力をかけて取り組み、避難所となるであろう小中学校屋内運動場や公共施設の耐震化を急ぐことは、市民にとっても心強い取り組みであり、また私も高い評価をいたします。

しかし、地震発生時でも、地震以外の天災発生時でも、民放ラジオ等で被害の状況を放送するかと考えられますが、特に地震発生時などは広範囲に被害が想定されるため、当市独自の情報はなかなか得られないと考えられます。

また日々、各区が屋外拡声器を使い、いろんな情報を放送しているが、被害を受けた状況で機能するかは定かではない。

しかし、ほとんどの市町村の庁舎は、免震や耐震の措置がなされている場合が多く、当市においても東館は免震構造となっているため、ダメージが抑えられるだろうと思います。

そのような状況下で調べてみたところ、以前、蒲郡市では風水害や地震など災害が発生、または発生する恐れがあるときに、防災行政無線子局を配備してきたが、無線内容が聞き取りづらい等、市民の声で個別受信機、いわば防災行政ラジオの配備に方針転換をして、各家庭に受信機を設けるよう進め、各家庭に普及し、いつでも情報発信ができるように備えている。

また、当初に想定された以上に普及率が高いため、市内、町内の行事のお知らせなどの配信にも役立っているとお聞きします。

ほかに今回調べてみたところ、蒲郡市同様、FM周波の設置をし、長野県伊那市のほか周辺市などが、同様な設置をなされているとのことで、当市の環境下ではない第2次災害となる津波や山の崩壊の警戒に努めるとお聞きしました。

いつ来るか想像もできない地震や天災に対して、当市においても市民の誘導を始め、精神状況のケアを図る対策や、また防災行政ラジオの導入にて広範囲に市民の安心を得る

お考えがないか、お聞きします。

最後の質問ですが、地球にやさしい緑のカーテンについて。

梅の花も散り始め、サクラのつぼみが、まだかまだかと春を迎える準備が強まってきておりますが、先月あたりの天候や気温を感じますと、既に春が来てしまったような変則的な気候が気になる昨今の天気事情であります。しかしながら、毎年必然的に春夏秋冬は繰り返されております。

さて、1990年代に入り、地球温暖化が人類を始めとする生物界全体に深刻な問題をもたらすことが指摘され始めました。

温暖化の原因として、さまざまな要因が考えられますが、世界の科学者で構成されるIPCC、気候変動に関する政府間パネルでは、2001年の第3次評価報告書の中で、温暖化はほぼ確実に人類の活動によるものだと結論づけられております。

地球温暖化は、既に異常気象などにより私たちの生活にも影響をもたらしていますが、今後温暖化による砂漠化の進展や、氷原、氷床の減少などの直接的な影響のほか、食糧生産、海岸の浸食、生物種の減少などにも一層深刻な影響が出てくると予想されていることは、各報道で既にご承知と思われております。

そんな状況下、私どもの住む住宅も施設も、日々の室内の生活において便利で快適な環境を求める一方、建物が発する熱において、目には見えない温室効果ガスをつくる要因をつくり出していることも、事実だと言われております。

昔から木陰の下は涼しいと言われたように、現在、建物の熱や温室効果ガスまでも抑制するであろうと注目されるのが、緑の植物であります。

これも昨年の9月議会で、部分的ではありますが、緑の植物において躯体の熱を下げる効果がある屋上緑化、壁面緑化など、都心では盛んになってきており、またその反響をお聞きいたしました。

公共施設において、屋上緑化、壁面緑化の取り組みとして、管理上難しいかと思われませんが、一見困難があるように考えられますが、さらに先日お調べしたところ、最近ではパネルにコケを植生し、軽量化を図り、今まで土を屋上まで運んでいた屋上緑化ではあったが、運搬面、設置面の簡素化により、また建物自体の躯体にもやさしく、容易に扱える商品が開発されるなど注目がなされている中、昨年一つの事例で緑のカーテン、天然エアコン効果をお聞きいたしました。

緑のカーテンとは、建物、建築物の外側に生きた植物を植生させることにより、建築物の温度上昇に抑制を図る省エネルギーの手法で、環境技術としては壁面緑化に当たるもので、アサガオやヘチマを始めキュウリやトマト、ゴーヤのようにつるが伸びて、何かに巻きついて伸びる種類の植物でつくる自然のカーテンのことであります。

夏の暑い日に、葉っぱの間をすり抜けてくる涼しい風が、天然のエアコンのような効果があり、野菜を収穫できたりする。現在、効果的な取り組みであり、また子どもたちの学習効果も発揮されるとのことでありました。

当市においても、夏前後の市庁舎の南面や学校教育棟に限っては、日差しの方向や校舎の建ち並びによっては、建物の熱が高まり、異常な室温になるとお聞きをしております。

そこで、当市においてもエコ事業の一環で、緑のカーテンにて夏場のエアコン代節約や、学校施設での快適な学習環境と実りある生物の観察などの取り組みをしてはいかがでしょうか。

以上、将来の道路環境、防災安全、エコ学習に関する3点について、壇上での質問を終わります。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.50 ○経済建設部長(山崎 力君)

道路後退要綱について答弁をさせていただきます。

身近にある道路は、人や車の通行に利用する以外にも、日照など快適な生活環境を支えたり、災害時には救急、あるいは避難路、消防活動などの大変重要な役割を果たしています。

しかしながら現在、道路には幅員4メートルに満たない、いわゆる狭隘道路があります。日常生活や災害時の活動などに支障を来す問題等も抱えてございます。

安全で住みやすいまちづくりのためには、狭隘道路の解消を進め、環境の整った住宅市街地形成を図る必要を感じております。

今後におきましては、建築行為に係る指導要綱等の調査研究を、議員の提言も踏まえて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

終わります。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.52 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、2点ご質問をいただきましたので、ご答弁を申し上げます。

まず1点目、防災行政ラジオの導入についてお答えをさせていただきます。

東海地震に係る豊明市地域防災計画では、警戒宣言が発令されたときは、急傾斜地危険区域として指定された区域、そして土砂災害警戒区域、さらに土砂災害特別区域に指定された区域につきましては、避難勧告または避難指示を発令することになります。

その他の地域にありましては、広報活動を通じまして、災害に対しての対策をとっていた

だくように、市民への呼びかけを行ってまいります。

この場合に、災害時要援護者の方にあつては、各小中学校のグラウンドへ、各自主防災組織によって避難誘導していただくようになっております。

地震発生時には、市内各区の公民館等に設置してあります 49 の半固定式の市防災行政無線が重要な連絡機器となります。市民の皆さんには、停電時には、この行政無線しか情報入手の手段がなくなります。

そこで、現在組織されております 121 の各自主防災組織の重要性が増すこととなりますが、自主防災組織が活動するに当たっては、地域の被害状況の把握や消火、救出、援護、救護とつなげていくようなマニュアルが現在つくられております。

ご質問の中にありました蒲郡市の同報系の防災行政無線及び全国瞬時警報システム、これは「Jアラート」といいますが、それと個別の受信機、防災行政ラジオであります。で知らせる方法につきましては、現在については、最も進んだ防災体制だというふうに考えられます。

本市もこのように、このシステムの導入のために既に検討に入っております。具体的には4つの方法の検討をしておりますが、1点目はMCA、これはマルチチャンネルアクセスというMCA無線を利用する方法。それから2番目には、質問の中にも出てきましたが、コミュニティーFM局を設置する方法。それから3番目には、現在の本市の防災行政無線を有効利用する方法。それから最後に、一般的なJアラート、全国瞬時警報システムであります。を装備しました同報系の防災行政無線設置の方法。

以上の4点について検討をまいっております。

それぞれの価格、それからランニングコストを考慮した中で、研究していく必要があるというふうに考えております。

いずれにしても、この4つの方法については、多額な費用を必要とします。1億、2億というような金額が必要となっておりますので、慎重に検討をまいりたいというふうに考えております。

それから、災害発生時における精神状態のケア対策というようなことにつきましては、市の地域防災計画におきましては、震度6弱以上の地震が地域を襲った場合については、東名古屋医師会豊明支部、それから県、それから国、その他の関係団体、その他関係団体と申しますのは、医師団のことを指しますが、がそれぞれ連携しまして、被災住民の方に対し、心のケア対策を行っていくこととなります。

かわりまして2点目にご質問をいただきました、地球にやさしい緑のカーテンについてでございます。

現在、環境課では、温室効果ガス削減のために、全庁一体となって地球温暖化防止の取り組みとして、エコアクションプランを進めております。

そうした中で、議員のご提言の緑のカーテンについては、天然のエアコンとして 20 から 30%の省エネ効果があると言われております。

また、建物内部の窓際では、緑のカーテンを施したほうが、10度から11度の室温が下がるというふうにも実証されているとも聞いております。

本市での緑のカーテンの事例を挙げますと、小規模ではありますけれども、南部保育園においてはアサガオを、また学校給食センター中央調理場においてはゴーヤにて実施しています。両施設とも体感温度は随分違いがあり、エアコンのききも、よくなったというふうに聞いております。

保育園等での取り組みは、今申し上げました効果のほか、議員のご質問の中にもありましたとおり、野菜の収穫もでき、さらには植物を育てる楽しみとか、目にやさしい緑の効用とか、観察記録をとるなどすれば、楽しい勉強材料にもなっております。

管理面から申しますと、多少難点もありますが、このかけがえのない地球を守るためには、地球温暖化防止の取り組みとして、この緑のカーテンの事業が公共施設のみならず、市民の方々や事業所の方々にも、取り組んでいただけるような方策を研究してまいりたいと思います。

以上です。

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.54 ○1番(毛受明宏議員)

まず、数々にわたりご答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、道路後退要綱のほうから再質問させていただきます。

実のところ、これを質問した理由というのは、現実にある問題が起きまして、質問させていただきました。

最近のハウスメーカーとかだと、特にそういう建築基準法を守らないと、ペナルティーをいただくということで、必ずセンターから2メートルのセットバックはしております。

しかしながら、セットバックした用地に対して、地域住民の方の、またセットバックはしたはいいけれども、あそこにまた何か建てるぞ、何かやるぞという声がありまして、豊田市でいうと、この黄色い道路後退杭なんですけど、一つの目安として皆さんに周知できるのではないかとということで、今回勉強させていただいて提案を申し上げたわけでございますが、確かにセットバックしているものですから、まず今後に及んで、そういうところにブロック塀を建てるという行為はないとは思いますが、そういう観点から、ぜひ考えていくというお答えでしたので、進めていっていただきたいと思います。

1つだけ、ご質問いいですか。

例えば、この要綱の中で、50センチなら50センチセットバックした箇所を、施主様の砂利

のみでおさめていくのか、市が舗装なりしないと、わだち等の問題が出てきますので、そういうところというのは、今後考えていく中で検討していただけないか、お願いします。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.56 ○経済建設部長(山崎 力君)

今、お話のございましたことにつきましては、今後そういった要綱を定めて、いわゆる研究していく中で考えていきたいと思っておりますが、基本的にはセットバック、これは4メートル道路ということで、建築の観点で申し上げますと、4メートルないと建築できませんよということでございます。

したがって、下がっていただいた、セットバックしていただいたところについては、寄附採納ということを考えてまいりたいと。

これは、どうしてそういうことになるかと言いますと、これは生活道路でございますので、寄附採納が基本になる。

寄附採納していただけないところについても、私が承知している中では、他市の事例を申し上げますと、寄附採納していただけない部分もございます。そういった部分については、議員が申されたように目安の杭、セットバックの杭を、これは境界とは違いますので、そういった杭を目安として打たせていただくと。

寄附採納していただいた部分については、何か手当てをするということは必要であろうというふうに考えております。

終わります。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.58 ○1番(毛受明宏議員)

ありがとうございます。

いろんな面で、例えば後退杭を打ったついでに、すぐ寄附採納をしていただけるという、ひょっとしたらそういうこともあると思います。

なぜかという、道路で使われて、その分まで都市計画税を払うのかとか、そういう問題にも至ると思いますので、なるべく要綱の中にも寄附採納という言葉というのは、上手に使

っていただいて、スムーズな要綱をつくっていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、防災行政ラジオですが、いろいろな手法もあり、かなりの多額のお金がかかるというのは、私も承知しております。

たまたまですけれども、昨日、議員の控え室のほうで、ある本を読んでおりましたら、これは難しいとは思いますが、今NTTドコモがエリアメールといって、この近辺だけを限定に情報を配信するシステムというのをとっております。

しかしながら、この議員の中でも、携帯電話のキャリアは3種類ありまして、NTTドコモだけではないので、これもちょっと考えものかなと思いますが、いろんなものを精査していただいて、将来的に取り組んでいただきたいと思います。

なぜかという、たまたま偶然なんですけれども、震災後に、先ほども言ったように神戸市の芦屋市のほうで友人ができて、豊明規模でいうと前後から公団の辺までが、一気に壊れてなくなったということで、その中に自分の家もあったということで、逃げれて幸せというも感じましたが、逃げた後に、避難した後に心のケアというか、何をしたいかわからないということで、多少なりとも誘導というのを考えた方がいいということで、私なりに学んできたのでお伝えしておきます。ありがとうございます。

そして、最後の緑のカーテンですが、これは私も中央小の「おやじの会」のほうで、ちよくちよく学校のほうへ足を運ばせていただいております。

その際に、現在、児童数の問題もありますが、プレハブ棟があります。いろんな各小を回っていく中で、夏場のプレハブ棟に入った瞬間、とても暑い、もうこれでは勉強ができないんじゃないかというぐらい、?体が焼きついているような状況がありました。私だとちょっと無理かなというぐらいの状況であります。

そんなことを、温度の上昇を抑制するというメリットもお聞きしておりますので、まずは横もそうなんです、ああいうプレハブ棟の仮設、まあ仮設なんと言わせてもらうのですが、屋上に先ほど言ったコケの植生をさせるとか、何かの手だてを打っていただきたいなと思います。

また、市役所の庁舎も、このような4階のように廊下があれば、かなり温度としては違うと思いますが、1階どんどん階を下がっていくごとに、ここにも資料がありますが、ガラスの側面で10度以上のやっぱり温度の違いがあると聞いております。それをいろいろ換算すると、なかなかちょっと勉強的なことなので、費用面までは出さなかったんですが、エアコンの消費電力もかなり下がるというお話も聞いております。

何らかでエコアクションプランの中の一つということで、豊明もそういう歩みに至って、地球温暖化抑制ということで励んでいただきたいと思います。お願いを申し上げます。

きょうは再質問といっても、いろいろと課題の多いことばかりなので、今後の活動を期待するとともに、ますますエコ事業を推進する豊明市というものを、全国に知らしめるような活動をしていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

ました。

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、1番 毛受明宏議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時58分休憩

午後1時再開

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.61 ○4番(近藤郁子議員)

議長のお許しをいただき、質問させていただきますが、その前に石川議員の訃報をお聞きし、心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、長きにわたり市民の代表としてご尽力いただきましたご功績に敬意を表し、後輩議員といたしましても、深く感謝を申し上げます。

では、質問を始めさせていただきます。

昨年の秋まで財政難でピンチなのは、豊明の問題とっておりましたが、世界的なピンチが日本に押し寄せようとは、想像もしておりませんでした。元気な愛知が、世界のトヨタが、想像できないような窮地に追い込まれています。それは、豊明市行政の財政ピンチをくぐり抜けるだけでは済まないということです。

実際に、豊明市内の自動車関連の会社は、従来から比べて2割、3割しか仕事がない。また、その関連会社は廃業を余儀なくされている。その様子をまざまざと見せつけられ、今一刻の猶予もないこと、100年に一度の災害のように言うならば、地震のような災害ではないけれども、市民の安全・安心を守るのは、ある意味、今なのかも知れません。

これから豊明市に、豊明市民に何が起こるのか、早速シミュレーションしていただき、市民の安心を得るために何ができるか、検討していただきたいと思います。

私は、昨年からお金をかけずにできる市民サービスについて質問してまいりました。予算がつかないからサービスができないというのは、行政としていかなものかと思われま。今回質問させていただくのは、この時期だからこそ、検討いただきたい市民サービスについてです。

では、文化会館の利用時間について質問いたします。

文化会館は、老若男女にかかわらず、多くの市民が利用する、今ではなくてはならない

市民サービスのための施設です。1年前から予約受付されるわけですが、それを逃すと思うように予約を入れることができない状況にあります。そのくらい市民に利用されていること、需要があることを前提に考えていただきたいと思います。

現在、文化会館は午前、午後、夜間の3分割で貸し出しされていますが、どの時間帯も利用時間内に準備を始めて、後片づけまでを終了しなくてはなりません。

例えば、メイン会場であるホールを利用する場合も同様で、午前は9時から12時の3時間の利用時間中に準備を開始し、終了後は開始時と同様にして、12時には会場を後にする決まりになっています。

例えば、9時にかぎを受け取り、ホール入口を開け、そのまま客入れをしたとしても、ホール内に客を入れることを考えると、少なくとも小ホールの300席でも15分から20分、大ホール、800席に至っては20分から30分は必要となります。

終了後も同じく、そのぐらいの時間を必要と考えると、午前の部は3時間の利用時間のうち、小ホールでも少なくとも30分は時間をとられることになると、正味2時間30分の使用時間となり、映画上映等の準備をする場合や、舞台に看板をつるす場合でも、さらに30分以上時間が必要となると、時間内で終了することが難しいのが現状です。

準備のための予約をしようとしても、土曜、日曜、祝日などはなかなかとることができない状況ですし、一般市民が利用する場合、経費を抑えながらの利用になるので、前日等余分に借りて準備をするのは、なかなか大変なことと思われます。

そこで、多くの市民から、午前の部は8時30分からの利用はできないかとの要望が出ております。利用してもらってこそ生きる施設ですから、利用方法について再考することが必要だと考えます。

午前と午後の部の間の時間、また午後と夜間の間の時間をうまく使うことはできないかも、合わせてお聞かせください。

次に、市政施策についての市民への説明責任について質問いたします。

昨年中は、広報や補助金のあり方を通じて、市政、政策について市民への理解を求めることについてお願いしてまいりました。

補助金に関しても、当局から今後善処する旨の回答をいただけたと認識していますが、来年度の予算を市民団体でも取り扱う今になって、削減は一方的で説明もないとの苦言を、あちらこちらで聞くことが頻繁になっています。

財政不足だから仕方がないというだけでは説明不足であり、理解が得られなければ、やはり説明責任のその方法に問題があるわけです。

一方的な削減に不満が出るのは当たり前で、それは決して市民に責任があるわけではなく、奪い合えば足りなくなり、分け合えば余ると言いますが、まさしく今その状況にあるように思います。

せちがらい状況に市民を置いては、何のために補助金を出しているのか、本末転倒です。今さらのようですが、これ以上時期を逃さないためにも、せめて補助金団体にだけでも

早急に説明会をするべきだと考えますが、当局の考えはいかがでしょうか。

次に、中学生の海外派遣事業について質問いたします。

今年度の事業については、減額された予算の中にあつて、より削減に努められたことに対し評価するわけですが、昨年質問でも申し上げたように、15万なにがしかの大金を用意できる家庭の子どもたちのための事業になっているのではないかと危惧しています。

来年度の中学生の海外派遣はどのような方針でもって計画されるのでしょうか、伺いたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.63 ○教育部長(野田 誠君)

教育関係で2点、ご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、文化会館の利用時間につきましては、議員が先ほどご指摘されましたように、文化会館のみならず、体育館、公民館、中央公民館などの公共施設の利用時間帯、利用区分につきましては、ご指摘のとおりです。

準備から原状回復までの時間を、総トータルをもって、午前なら9時から12時、午後なら1時から5時まで。文化会館に限定させていただくなら、夜間の部は5時半から9時まで。ただし、夜間につきましては、事前に申し出があれば、最大1時間まで延長できると、こういう決めごとになっております。

お尋ねの前倒し、あるいは後ろ倒しの件につきましては、周辺、あるいは多くの直営の文化会館の事情を確認させていただくと、豊明は9時から12時まででは変わりませんが、昼の時間帯の1時から5時というのは、結構時間帯としては、レンジとしては広いかなと。他の文化会館では1時から4時半までというのが、結構ございます。

一方、夜間の部については、本文化会館は5時半から9時までです。これにつきましても、6時から9時までという時間帯の文化会館、他の文化会館が結構ございます。

などから、トータル的に見ると、時間帯が著しく本文化会館が少ないな、小さいなということにはつながらないかなと思っておりますので、当面は現行の文化会館条例施行規則にのっとり、準備から原状回復までを含めた時間帯は、現行どおりとしてまいりたいと考えております。

それから、2点目の中学生海外派遣事業につきましては、21年度の方針は、20年度の方針と基本的には変わりません。踏襲しております。すなわち派遣人数は同人数の12名です。

負担額につきましては、これは入札等々によりますので、見当ということでご了承いただ

きたいと存じます。1人当たり15万円、諸経費、いろんな経費がありますが、ざっと見て1人当たり30万、その2分1を市が負担すると、15万が12人ですので180万。その180万を12人の保護者に負担していただきますので、等しく15万ということになります。

これは1人当たりの負担を軽減するということだと、初日の安井議員のご質問の中の市長答弁にあったように、人数を減らさないと算数的には合いません。前提として、市の負担が今の180万が定額だという前提です。

市の負担を変えれば幾らでも変わりますので、市の負担が、360万の2分の1の180万が限度額という前提のもとであるならば、12人を9人とするならば、20年度現在の1人15万のものが、そのままだとすると、1人当たり9万円になります。こういう形になると、1人当たりの負担が、保護者負担が軽減されるかなと考えております。

以上です。

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.65 ○総務部長(山本末富君)

それでは、市政施策について市民への説明責任についてご答弁を申し上げます。

補助金につきましては、第5次行政改革、第1次アクションプランにおいて、平成21年度から10%を目標に削減を図ることが掲げられました。

しかしながら、厳しい財政状況のもと、歳出の抑制を図るため、補助金の削減を平成21年度から平成20年度に、できる限り前倒しをお願いいたしました。

補助金の削減に当たりましては、補助金等検討委員会の平成12年3月8日付答申の内容、趣旨を遵守し、各関係各課が補助金の内容、将来性をみずから審査し、関係団体と協議し、見直しを進めてまいりました。

平成21年度予算では、補助金は約4,600万円削減することができ、歳出の抑制を図ることができました。

今回の補助金の削減方法につきましては、関係各課が補助金の内容、将来性をみずから審査し、関係団体と協議して進めてまいりましたが、補助金のあり方につきましては、関係機関や市民の理解をいただくことは大切であり、そのための説明責任は第一義と考えております。

本年度は全庁的な行財政改革のためのプロジェクトチームを立ち上げますが、当然その中で、今後も補助金につきまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
近藤郁子議員。

No.67 ○4番(近藤郁子議員)

初めに、文化会館の利用時間についてということで再度、お聞きいたします。
豊明市の体育館、公民館は、昨日の質問の中にも、体育館の利用についての要望もありましたけれども、そのくらいたくさん利用をいただいているということをお大前提に考えていただいて、他市は、言葉は悪いですが、同じじゃなくてもいいと思うんです。
豊明市が、使う市民に対してどのくらい便宜を図られるかということをお考えていただきたいと申し上げているんですが、その辺はいかがでしょうか。

No.68 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
野田教育部長。

No.69 ○教育部長(野田 誠君)

では、文化会館に特化してお話ししたいと存じます。
9時を8時半、30分前倒ししたとすると、いろいろと制約と申しましょうか、課題が出てまいります。
職員のことはさておき、職員もそのように前倒して出勤しなくてははいけません。職員のこととは、とりあえず横に置きましょう。
それに連動して、清掃業者さんも現行は8時半から勤務していただいて、大ホール、あるいは小ホール、あるいは会議室、ギャラリー等々を、9時から準備なさる市民の皆様にご気持ちよく使っていただくために直前に清掃すると、こういう決めごとになっています。
加えて、舞台関係の業者も、現行は8時半からになっておりますので、そのあたりも前倒しする、連動するということになりますので、一工夫する、あるいは二工夫すればということになるのかもわかりませんが、経費の増大につながりかねないという懸念があります。
そういった課題もあるということから、総合的に勘案して9時を8時半に前倒しするというのは、今すぐというのはどうかなという、そういう考えです。

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.71 ○4番(近藤郁子議員)

費用がたくさんかかるのであれば、その費用に関しては、それこそ受益者負担でないですけれども、その分は延長料金としていただいても、私はいいいんじゃないかなと思いながら聞いておりましたけれども、まずもって8時半には職員は出勤していると思います。

ですから、8時半にかぎを受け取る。今現在、9時から利用する場合に、9時にかぎを受け取るわけです。それを職員が出勤した8時半にかぎを受け取っても、職員が早く来ることに関しては問題はないと思います。

それに清掃に関しても、すごく汚された場合は、多分その場では、もっと前の利用者が使われた後に掃除をしたりだとかしますので、清掃業者のことを優先するというのもいかなものかと思えますけれども、全く余分に費用がかかるということが想像が付きませんが、例えばこういったところで余分に費用がかかるかといったところを、もしおわかりでしたら教えていただけますか。

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.73 ○教育部長(野田 誠君)

一部繰り返しになりますが、現行の清掃業者さんは、9時からオープンしますので、その前段 30 分前から準備いたします。

ご案内のように、夜間も開放しております。利用者が清掃ということですが、文化会館の大ホールにしろ、小ホールにしろ、基本的には利用者が後片づけはされても、清掃は、まあ大ざっぱな清掃というのが通例ですので、大ざっぱな清掃でいいかどうかは、これはきれいな環境、いつでも、どこでも、どんな形でも、きちっとした状態を提供するというのが、文化会館の任務でもあります。

一方、清掃業者さんの勤務は8時半から現行5時ですので、夜は帰られます。ですので、朝早く出てきて、夜使われた部所、あるいは使われてなくても一応点検、あるいは清掃をするということですので、前倒ししなくてはいけないということは、ご理解いただけるかと思えます。

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.75 ○4番(近藤郁子議員)

繰り返し何度も申し上げますが、清掃業者の人数は何人でしょうか。

大ホール、小ホールともに行事があった場合は、二手に分かれて掃除をしていらっしゃるというところを、ごらんになったことはおありになりますか。

そういった場合の、実際にどのように清掃していらっしゃるかということも含めて、教えていただきたいと思いますが。

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.77 ○教育部長(野田 誠君)

細部までしっかりと確認しているわけではありませんので、概略ということでご了承ください。

大ホール、小ホール、あるいは会議室、ギャラリー、いずれも夜間の部で利用されていたということであるならば、それは分散してやられます。トータルで、常駐の清掃職員は7名か8名だったかと思います。ごめんなさい、数字はちょっと定かではありません。

以上です。

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.79 ○4番(近藤郁子議員)

その程度の清掃になるわけです。私も何度も使わせていただいておりますけれども、早朝使わせていただく場合にも、そのホールの中に初めに清掃の方が入って、清掃していらっしゃるところは、一度も拝見したことはございません。

そういうふうに揚げ足を取るわけではないんですけれども、さほど清掃が行き届く、行き届かないという問題ではないというふうに私はとらえておりますが、いかがでしょうか。

そして、その30分ということが、どれだけ午前中に使われる市民にとって大事な時間になるかということ、私がこのように質問させていただくのに当たって、再三たくさんの方から伺っているわけです。

実際に、以前は9時まで、2カ所入口がありますけれども、両方の入口の中にすら入れていただけません。事務所の前に並ぶことすらさせていただけなかったのが、余りにも寒いということで入れていただくようになったこと、それに関しては感謝をいたしておりますけれども、9時にしかかぎをいただけません。

それまで、これはとても言いにくいことなんですけれども、正面の入口から事務所のほうにずっと待っておりますと、事務所の近くの扉の向こうに喫煙場所がございますけれども、そこで職員の方とか舞台の方とか、時間をもてあましていかのごとく喫煙していらっしゃる場面を、市民がたくさん見ているわけです。

そういう時間があるならば、かぎを早く開けていただいで準備をさせていただけないかというの、市民の率直な意見だと思いますが、いかが思われますか。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.81 ○教育部長(野田 誠君)

いささか平行線かなという気がいたしますが、職員の対応につきましては、もしそれが事実としたならば、それはおわびするしかありません。

それと、開館の時間を早めるというのは、直接的には連動はしていないと思います。忙しいから開けない、暇だから開けるということではございません。

繰り返します。準備の段階で、どうしても現行は8時半から30分、清掃業者のありようについても、ちょっと食い違いがあるようですが、全体あるいは文化会館のお話をお聞きしている限りでは、決まりとして夜間使ったところについてはきちっと清掃し、気持ちよく次の方にご利用していただけるというふうに聞いておりますので、この時間帯はなかなか譲れないと思います。

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.83 ○4番(近藤郁子議員)

決まりというところで、そう簡単に変えれないということは、私も認識いたしました。

ただ、この後、市民サービスをいかにしていくかということに関して、予算がない中でいろんな条件をクリアしながら、前向きに考えていただきながらやっていただけるならば、まず

もってそんなに大変でなくやっていただけるサービスではなからうかと思しますので、この内容的なことに関しては、部長が使う側になってみると、その 30 分という時間は、仕方がない時間、それとも何とか前向きに使えるようにしていきたい時間、そのどちらだと思われますか。お知らせください。

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.85 ○教育部長(野田 誠君)

微妙な話で、私ごとで大変恐縮ですが、私も文化会館にわずかに勤めていたことがございます。

先ほどの議員のお話の中では、きちっと9時にしか開けないと。そうだったかなと、もう少し融通性、フレキシブルに対応しても、それはいいと思います。

そのあたりのことでしたら、十分にお話しさせてください。常にいつでもどこまで、どんな場合でも8時半に開けるということになると、これは支障が出てくると思います。

ケースによっては、それは5分なり、10分なり、その程度でしたら、これは常用的では困りますが、緊急避難的と申しましょうか、このケースに限ってはということ、事前にお話ししていただければ、それはこの限りではないと思います。

必ず規則が9時からだから、9時にしかかぎをお渡ししないということであつたら、いかに硬直化していると思います。そのあたりは、もう少し柔軟な対応が必要かと思えます。

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.87 ○4番(近藤郁子議員)

そういうふうな、その時々に応じてやっていただけるのであればいいと思いますが、やはりどなたにも同じようなサービスをするのに当たっては、規則的に決まりごとをつくっていただけるとありがたいなと。無理を通したところだけが、そういうことができるのでは、やっぱりいけないと思います。市民サービスは、やはり公平に行っていただきたいと。

30分を、もし、よりよく使うならば、一応規則としては9時から12時までが、料金の設定にあるわけですから、その30分は、例えば延長料金をいただくようなことをして、無駄に早く開けるというような要求をしてもらわなくても済むような方法もあるかと思えますので、今

後、市民のどうぞ切なる要望ですので、前向きに考えていていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、中学生の海外派遣事業について、もう一度伺いたいと思います。

この事業が、例えば15万円が9万円になろうとも、そういった大金を用意できる家庭の子どもたち、そういった子どもたちが、景気のいいところで、例えば全中学生のうちの大半が、「そんなの大丈夫だよ」というような時代であれば、そういうときであれば、何ら問題はないと思います。

昨年から18人から12人に人数は減ったといえども、18人でも、全中学生の中を考えると、何分の1になるのでしょうか。そう思いますと、いろんなところで削減をされていて、いろんなところで、これからいろんな補助金が公平にもっと扱われなければいけないところに当たって、それも義務教育の、それも多感な中学生のときに、親のそういった環境で、子どもたちが行きたいと手を挙げることすらできない。

そういった事業を、市の事業として扱っていいのかどうかといったところに危惧をするわけですが、私は前回の質問のときも、そういった質問をさせていただいたわけですが、1年間かけて精査していただくというふうに伺ったと思ったんですけども、それでも20年度と変わらない方針でもってなされるというのは、それがやっぱり、こういうふうに出せる家庭の子どもたちを対象に、やったほうが良いというふうな方針で進められているわけでしょうか。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.89 ○教育部長(野田 誠君)

所得の少ない家庭、あるいは所得が著しく少ない家庭にも光をというご質問は、以前にも議員から発せられたということは記憶にございます。もちろん内部検討はさせていただきました。

所得の多寡に応じて負担もということですが、例えば市の負担、先ほど180万と言いました。この180万を定額として、あるいは上限として、あと残りの180万を所得の多寡において人数で割り振りするということは、例えば所得が少ない、あるいは所得がほとんどないという方が、極端な話、ご自身の負担が1万円、あるいは2万円ということであるならば、所得の多い方がその不足部分を肩がわりするということです。

そういったことを全体として、保護者の間でご理解いただけるなら、それは前に進むかと思えます。

繰り返します。所得の少ない人の負担、例えば15万が3万になったとしましょう。その12万は、市が負担すれば全然問題ないです。ただ、市が負担するということは、上限180万

を超えるということになりますので、それに抵触します。

その 180 万を上限として、それ以内に抑えつつ、一方、所得の多寡に応じて保護者の負担の軽減を図るということになれば、その軽減を図った部分の相当額を所得の多い方が、まあ俗な言い方をするとかぶる、面倒を見るということになりますので、それは負担の公平さからも、かなり難しいのではないかというのが、私どもの判断です。

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.91 ○4番(近藤郁子議員)

私は、今の現状の海外派遣がいいのかどうかといったところを、考えていらっしゃるのかどうかということも含めてお聞きしたわけで、決してこの海外派遣事業を否定しているわけではございませんが、やはり中学生に公平なそういった夢を持たせるという、とても有意義な事業だと思いますので、もう少し内容を変えていけば、15 万とか、こういうふうな大金を出さなくても行けるような、例えば行くか行かないかは海外派遣、まあ海外派遣ですから、行かなくては海外派遣にはなりませんけれども、もう少しやりようがあるのではないかと、そういったことをいろいろと考察されたかどうか。

1年かけて、あのよう質問させていただいて、そういうことも一応検討しますというふうにお答えいただきましたので、1年かけて、それでもなおかつ、毎年同じ海外派遣がいいのかどうか、その辺を検討されたかどうか、検討内容をお聞かせいただきたいんですが。

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

野田教育部長。

No.93 ○教育部長(野田 誠君)

いろいろ精査をさせていただきました。その中で、現状が私どもの考える中では、市の負担が 180 万、2分の1という大前提のもとの中では、最良の方策かなと考えております。

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.95 ○4番(近藤郁子議員)

市の予算が、個人の分を負担する分が 180 万であるから、12 人なんですか。

例えば、それが人数を減らせば、1人9万になっていくということも、先ほどお伺いしたんですけれども、私がもしこの事業を公共的にやるならば、極端な話、その 12 人が6人になった場合は、負担は要らなくなるということになりますよね。どうせ 12 人しか行けないものであれば、だれもが手を挙げて、この派遣事業に参加できるように、まず手を挙げられるような方法というものは、一切考えられないんでしょうか。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.97 ○教育部長(野田 誠君)

算数的なことを申し上げるならば、12 人が6人になったとします。1人当たりが現行のとおり 30 万だとすると 180 万。

議員の仰せのとおり、市の負担の上限が 180 万ということであるならば、6人の保護者の負担はゼロです。これが算数です。

ただ、十数回の海外派遣の事業、とりわけシェパトンへは7回でしたか、行っている皆さん方がずうっと、額は違うかもわかりませんが、額の多寡は横に置いておいても、等しくご負担していただいた中を、いきなりゼロというのはいかがなものかなというのが、私どもの考えです。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.99 ○4番(近藤郁子議員)

なかなか、この1年でどのように精査されたか、どういうふうな方向をいろいろ考えてみて、どういうふうにシミュレーションしてみたらどうなのかといった、詳しいことがお聞かせいただけないで、こういうふうに意を決して質問している私にとっては、腑に落ちないような回答の仕方なんですけど、身の丈に合ったということ、ここのところ何回か伺うわけですが、身の丈に合った責任の中で過ごしていくのは、それは大人であって、義務教育の子どもに身の丈に合ったこととということで、参加できる、できないかというような判断をさせるとい

うのは、どう考えても腑に落ちない、納得いかないんですね。

子ども本人の理由でなくて、親の理由で格差がつくことに関して、やはりこの時期ですから、もう長年やっていらっしやったことを、急に変えるというのはとても大変かもしれません。ですから、どういうふうに精査されたか、それを何とか少しでも解消するような方向を考えるとということは、考えていただけたんでしょうか。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.101 ○教育部長(野田 誠君)

保護者の負担の軽減というテーマのことでしたら、先ほどお答えしたとおりです。

1人当たりの保護者の負担の軽減を図るには、一部繰り返しになりますが、1人当たり30万が定額だとすると、現在180万、市が負担しております。180万を保護者に負担していただくということになります。12人だと、それが同じく15万ということになります。

この12人を9人に減じたとすると、15万が、同じ事業をやるとすると、さらに市の負担が180万で定額であったとすると、1人当たりの保護者の負担が9万円で済みます。これは減額できます。

所得に応じてというようなことを、先ほど一部おっしゃられましたので、所得の多寡に応じてということは、これは研究、検討いたしました。が、実現的ではないなという思いです。

以上が精査の内容です。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.103 ○4番(近藤郁子議員)

では、どうもその辺で、なかなか交わるところがなさそうな回答をいただいているんですけども、じゃ、ちょっと違う方法でお聞きいたしますが、ではこの事業は、豊明市からの予算がついている間は変わらず、同じ方法、同じ要領で進められるおつもりですか。

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.105 ○教育部長(野田 誠君)

これからのことにつきましては、22年度以降につきましては、その限りではございません。

といいますのは、そもそも19年度から20年度、18人が12人になったという大義は、市の財政が逼迫しているという、この大義のために減額したということは、ご案内のとおりです。

私ども豊明市教育委員会としても、18人が12人に人数が減少になったことは、喜々として受け入れているわけでは、当然ございません。やむなくということでございます。

ですので、まず市の財政が逼迫しているということが一つの条件で、19年度から20年度、18人が12人に人数が減ってまいりました。市の財政逼迫は当面続くとされておりますので、果たして、この海外派遣がいつまでも継続していいのかどうかというのは、これはもちろん議論は教育委員会の中でもございます。

教育委員会としては現場のマンパワーが特に今必要だと。教育委員会全体としては喫緊の課題、最重要課題、最優先課題は、もちろん言うまでもなく耐震補強事業です。これを除いてはマンパワーの充足、具体的には何度も申し上げておりますように、特別支援教育の支援員、さらに教員補助、こういったマンパワーが最大限欲しいと。幾ら在籍しても足りないぐらいだと。

もちろん、私どもの要望どおりになっているわけではございませんが、もう喫緊の課題として、私どもの優先課題としてとらえております。

本中学生海外派遣事業は、必ずしも教育委員会として、全体として、事業の中で最優先課題としてはとらえておりません。

したがって、22年度以降、このとおりいけるかどうか、それはちょっとお約束はできませんし、かなり減額するのか、あるいはもしかすると、この事業も取りやめということも、選択肢の一つということかなというのが、私の思いでございます。

以上です。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.107 ○4番(近藤郁子議員)

お伺いいたしましたのは、この事業は予算があればやるけれども、予算がなければやらなくてもいい程度のものだというふうに、教育委員会ではお考えでいらっしゃいますか。

どこまで大事なものかといったところをお伺いしたいのであって、その大事なものを、どのように子どもに提供していくかといった、そういった方針をお聞かせいただきたいと思うんですが。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.109 ○教育部長(野田 誠君)

優先順位につきましては、先ほどお答えしたとおりです。

この中学生海外派遣事業は、今後、教育委員会全体の事業の中で、上位としての位置づけは、現時点では持っておりません。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.111 ○4番(近藤郁子議員)

とりわけ、子どものことに関しては、私はまだ子育て中でございますので、とても大事なものだというふうに思っております。

中学生は特に多感な時期で、例えばいじめにしても、何かそういった人と若干違うところをつつかれてと言っては何ですけれども、そういったところにいじめもあるわけです。

決して、この海外派遣事業に手を挙げられないから、いじめにつながるというふうには思いませんけれども、豊明市の子どもたちには、できたら豊明市で育ったことに対しての付加価値を感じてほしいと思います。

おいしい給食もそうですし、学校の行き帰りを見守ってくださる大人の方たちもそうですし、何か夢を見つけて、スポーツクラブにしてもそうですし、ジュニアクラブにしてもそうですけれども、夢を見つけて、それに努力するというところに価値を見出してくれるような子どもたち、そして、そういうふうに育った子どもが大人になって、一度外に出てみて、やっぱり子どもを育てるのは豊明市がよかったねと、豊明市は子どもの夢を育ててくれるまちだというふうに、やっぱりなっていくべきだと。

会社が人材ならば、やはり市のあり方も、まちのあり方も人材といいますか、ちょっと意味合いは違いますけれども、マンパワーだと思いますので、できるだけそういった意味で、子どもたちに夢を持たせてあげられるような方向でいろんなことを考えて、今後考えていって

いただきたいなと思っております。

予算があれば何でもできるわけですがけれども、ない中で、昨年も減額されましたけれども、子どもたちのためということで予算がついているわけですから、最大限それを有意義に使っていただくような方向を、一回考えたからよしではなくて、次はこうだったらどうだろうということ、やはりいつも念頭に置いていただきたいなというふうに思っております。

では、続いて市民への説明責任についてお伺いしたいと思います。

今回、本当言いますと、これを12月議会のときに、補助金のことでお伺いいたしましたので、こんなに早急にもう一度、ご質問するというつもりはございませんでした。

ただ、余りにも昨年度削減された団体の方から、今になって何でだと。一方的に聞かされてないじゃないかと。「大きく関連団体には相談をし」というふうには、先ほどお伺いいたしましたけれども、決してそれがうまく、本当にそれを活用している市民には伝わっていないということが判明いたしました。

これからの豊明市にとって、やはり何を味方にするかといいますと、味方にするべく基金、お金は何もないわけです。何を味方にしていくかという、市民の豊明に対する思いを味方にするしか、ほかはないと思っています。

ですから、もう1年過ぎようとしておりますので、今さらながらではございますけれども、やはりもう一度遅ればせながら、こういう事情でと。まあ事情は皆さん、財源不足ということは、十分承知ですけれども、その財源をどういうふうにするから、皆さんへの補助金を10%カットしたと。そういった説明をするほうが、今後もっと先に進むのに当たって、やりやすくなるんじゃないかと。

「やりやすい」と言うと、ちょっと言葉に語弊がございますけれども、ですから、とにかく早目に、早く市民を味方につけるように、市民にわかっていただきたいというふうに願っておりますが、いかがでしょうか。

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.113 ○総務部長(山本末富君)

今回の補助金の削減は、例えば12年のときは補助金等検討委員会という特別な委員会を立ち上げて、その中で検討をしたわけなんですけれども、今回は行革審のほうの答申を受けて、各課の判断の中で、それぞれ各課が、自分のところが所属している団体等と意見調整をした中で、まあ決定をされてきた。その要求というのを財政課のほうに取りまとめたということで、20年と21年で総額約1億円ぐらい削減をしたわけなんです。

今後の説明責任とか、そういった部分でございますけれども、当然必要なことであり、開かれた行政という意味からも、できる限り住民に影響の大きいものを考える場合は、当然

そういったことも考慮に入れた中で進めていきたいと。

先ほど申し上げました行財政改革プロジェクトチームも、21年度から全庁的にやりますので、そういった中でも今後検討をしていく。

それから、補助金というのは、数年に1回、あるいは10年に1回ぐらいのサイクルで改正をいたしました。今後もこのまま、毎年やっていくのかというようなイメージをお持ちじゃないのかなと、ちょっと思ったんですけども、財政状況が厳しければ、また、いつやらなければいけないのかということはわかりませんが、ただ各課においても、事業の見直しというのを毎年行います。

その中で必要性が薄くなった事業というのものもあるし、当然新しくこっちのほうにウエートをかけていけないといかんとか、そういうふうにならざるを得ない課の中でウエートが変わると思うんですよ。

その変わったときに当然、一方は補助金の減、補助金の増と、そういったようにそこで強弱をつけていただきたいという気持ちもあります。

そういった各課だけでは不十分な部分がございますので、全庁的な行財政改革の中でも、今後も検討していきますと、こういう考えでございます。

以上で答弁を終わります。

No.114 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.115 ○4番(近藤郁子議員)

昨年度の一番大変な議案でありました下水道料金の値上げの際なんですが、私が下水道料金の値上げに賛成した理由に、市内3カ所で、事の大きさから比べて少ない箇所ではありましたが、市民に説明責任を果たそうと、市長を筆頭に行われたから、その一歩に期待したというのも、理由の一つなんです。

市長のお話の中に、市民と協働するためにはプロセスがとても大事だということ、そして情報提供が市民参画の第一歩だということを、この議会が始まりましてからも再三伺っております。

多分、削減に関しては、もろ手を挙げていいですよとおっしゃる団体はないと思いますけれども、そういったプロセス、なぜこうするのかといったところで、今自分たちが削減されたことに関して、そうか、市の中ではこれだけ役立っているんだとか、そういった意味合いのことも、市が活性化するためにはとても必要なことだと思います。

市役所の中だけで、机の上だけで、削減がいいとか悪いとかということは、決して現状を踏まえているとは思えないと思うんですけども、そういった意味でいかがでしょうか。す

ぐさま、例えば区長会を始め、そういった団体に、そういった説明をされていく予定をつくれることは考えられませんか。

No.116 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.117 ○総務部長(山本末富君)

区長会で、どの程度のことを公表なり、お願いするかということにつきましては、ケース・バイ・ケースで判断していきたいというふうに思います。

ただ、まあ重要案件とか市民生活に影響が大きいものは、当然市民に説明責任というのは果たすべきだというふうに承知しております。

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.119 ○4番(近藤郁子議員)

今回、消防の立上り消火栓のホースにしても、いろんな器具にしても、今までと違ってお金がかかってくるわけです。

それに関して急に言われても、もっと早く言ってくればよかったのというふうな声上がるのですが、もう見えているわけです。そういったことも含めて、そういうふうを考えようと思うけれどもというようなことも、早目に理解をいただくようなことをしていただきたいというふうに思います。

調査研究することはとても大切なことで、逆に安易に動くことは、一つ間違うと大変なことになりますので、避けなければならないとも思います。

でも、それも時と場合によるわけで、このように緊急事態といいますか、それをすぐに行う、すぐにそういうふうに市民に反映するようなことになるならば、やはりもっと臨機応変に動いていただきたいというふうに思います。

豊明市の財政難による財政改革は、もう市民に協力していただくしか、市民に理解をいただいて、その市民の力を逆にいただいて、活性化することも必要だというふうに切に感じておりますので、何とか作戦は机の上だけで立てられるのではなくて、市民参加、実際に市民参画の第一歩は、市民の前に出るところから始まるのではなかろうかというふうに思っております。

どうぞ、その辺、お考えおきいただいて、善処いただきたいというふうに思います。
以上で質問を終わります。

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、4番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。
ここで、10 分間休憩といたします。

午後1時50分休憩

午後2時再開

No.121 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
7番 石橋敏明議員、登壇にてお願いいたします。

No.122 ○7番(石橋敏明議員)

それでは、議長のご指名をいただきましたので、最後1時間、よろしく願いいたします。
質問に先立ちまして、近藤消防長、野田教育部長を始め、今回退職されます 20 有余人の皆様におかれましては、長い間、ご苦労さんでございました。市政に多大なるご協力をいただきました。今後はお体を大切にされ、今後とも、当市行政にご協力いただきますようお願いいたします。

野田部長には最後の質問となります。存分にお聞かせいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入ります。

まず、小中学校の現状について。

小中学校児童生徒は、日本の将来を担う大切な宝であります。当然義務教育であり、我々の願いは、子どもたちがよく遊び、よく学び、心身ともに健やかに育つことでもあります。

平成 17 年 10 月、中央教育審議会では、子どもたちの人間力イコール生きる力イコール総合的に生きる力、豊かな育成を図ることが国家的な改革であるとしております。

また、車の両輪として大きな役割を占めているのが家庭教育であります。昨今の未曾有とも言われる不況の影響が、さまざまな家庭教育現場に広がるのが懸念されます。世はまさにスピード時代、いろんな意味からも、今後ますます市の責務も増大してまいります。

それでは、質問に入ります。わかりやすく、明確に答弁をください。

1番、まず当該児童生徒の全体像としての評価は、どのように見ておられますか。(確かな認知的能力、的確な技術、能力、豊かな情意力)

2番、全国学力テストなどを通じ、学力は他市に比べどの程度のレベルとお思いでしょう

か。

3番、登校から下校までの校内における管理状況、方針についてお聞かせください。

①教師と児童生徒の対話、相談、注意、交流等はどのように行われておりますか。

②出欠とその児童生徒の管理は的確に履行されておりますか。(初歩的な管理)

③昨今のいじめ問題の現状と、当事者への対応等はどのようになっていますか。

④問題になっている携帯電話について対応をお聞かせください。

⑤登校拒否対象者、また非行とその対応についてお聞かせください。

⑥虐待についてはないとは思いますが、ほかで教師のしつこい虐待の報道がなされておりました。

⑦上記等の問題発生時の家庭、行政、警察への対応方法は確立されておりますでしょうか。

⑧登下校時には、敬意をあらわす意味からも校門で一礼の励行等、また各地で教育委員会がテーマを決め運動を展開していると聞きます。当市の展開している運動等がありましたら、ボランティア等も含めてお答えください。

⑨教師について、指導に悩み登校できない教師が増加傾向と聞きます。本市の現状と善悪の的確な判断と指導力に不安はありませんか。

⑩大切な多くの児童生徒を預かります。自然災害、事件その他、危機管理は絶対に欠かすことはできません。体制の全般をお聞かせください。

⑪保険関係について、障害、賠償、その他はどのようになっていますか、お示してください。

4番、家庭管理下での家庭と学校の状況についてお聞かせください。

①情報伝達と諸連絡網について詳細にお示してください。

②学校と地域対応について。(登下校に関する地域の協力等)

③危機管理等について。

④区、町内会との関連、かかわりなどについてお示してください。

5番、各地で進んでいる小中学校一貫校について、今後の考え方をお聞かせください。

6番、教育委員会の審議内容及び動向などを少々お聞かせください。

7番、教育長に質問します。市教育の今後の基本方針をお示してください。(求める児童生徒像、学校区、学校再編、学校統廃合等を含めてお答えください。)

8番、市長に質問します。市教育の今後の基本方針をお示してください。(当市が理想とする特色ある児童生徒像、学校区、学校再編、学校統廃合等を含めお答えください。)

次に、三崎公園での火気使用は是か非か。

これから三寒四温、日に日に温かくなります。当三崎公園も、市民が一段と多く集う楽しい場所となってまいります。市内唯一の誇れる公園でもあります。毎年、市民の間でも火気使用の是非が問題になっております。特に、これから来る桜の花見時期は顕著でありま

す。

花見では、あちこちでバーベキューなどで、火気使用が公然と行われて、酒が酌み交わされているのが現状であります。火気使用を横目で見ながら、不快感を示している市民も少なくありません。市は容認しているのでしょうか。市内の公園での火気使用は禁止となっております。特別なのでしょうか。

また、片づけもかなりの範囲、市民のボランティアがやっていると聞きます。容認であれば、後片づけなどは業者委託とせず、市職員で処理すべきではないでしょうか。看板も要所に設置すべきであり、確とした見解を求めます。

以上、壇上での質問を終わります。

No.123 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.124 ○教育部長(野田 誠君)

大変多くのご質問をいただきました。順次、漏らさずお答えさせていただきますので、お願いいたします。

まず、1点目の当該児童生徒の全体像としての評価はどのように見えていますかですが、人間力の構成要素3点。1つが確かな認知的能力、2つが的確な技術、能力、3つが豊かな情意力についてのご質問ですが、昨年実施の全国学力学習状況調査や全国体力・運動能力・運動習慣等調査で判断いたしますと、認知的能力の知識、理解や思考力は、平均を上回ると考えております。

的確な技術、能力においては、この要素の書く力については、視写等の取り組みが必要ですが、計算や身体的運動は学年が上がるに従い、すぐれてきております。

情意力につきましては、自分にはよいところがある。将来の目標や目標を持っている。学校では友だちと会うのが楽しいなどの自己肯定感を持っている児童生徒が多いととらえております。

現在、教育委員会の重点課題としております授業力向上、国語力向上、学校評価力、自分づくり教育、小中連携教育、以上、5つを柱として、それぞれ充実することで、より一層人間力を高めてまいりたいと考えております。

2点目、全国学力テストによる学力レベルについてですが、正しくはテストではございません。全国学力学習状況調査、調査の結果につきまして、本市の様子は、小学校国語は、話す力、聞く力は、よく身についております。書く力、読む力に課題があります。算数はおおむね満足できる結果でした。

中学校国語は、興味、関心、態度は高いです。小学校と同様の書く力、読む力に課題が見られます。数学は、満足できる結果でありました。

3点目のうちの①、教師と児童生徒との対話、相談、注意、交流等についてでございますが、朝、児童生徒の登校を校門で出迎え、あいさつを交わすところから一日の学校生活がスタートします。

その後、朝の会や朝の読書、朝の学習、合唱練習、健康観察で、児童生徒の体調を確認し、授業に入っていきます。

最近では、算数、数学、英語では少人数指導が行われていますので、児童生徒の意見や質問を受けやすい状況にはなっております。一人ひとりの学習状況を的確に把握できません。

授業での意見交換や対話を繰り返しながら、一日の生活が進んでまいります。

相談には、学期1回、教育相談週間の設定と、日常の相談を受ける体制を整備しております。担任だけでなく、養護教諭や校長、教頭、主任の先生方も相談を受けております。

児童生徒に問題があるときは見逃すことなく、注意をいたします。是々非々の「非」につきましても、善悪の判断を指導するためにも、的確にタイムリーに行うことが大切と考えております。

交流につきましては、朝、校門をくぐるところから、授業後や部活動後、校門を出るまで、児童生徒とのかかわりが続きます。日常では授業、放課、清掃、部活動、学校行事等の場面で交流が行われております。

土曜日、日曜日におきましても、スポーツクラブやCJCでの場面で、児童生徒との交流が行われているところです。

続いて②、出欠とその児童生徒の管理についてですが、出欠席につきましては、毎朝、担任が確実に一人ひとりの様子を健康観察表に記入し、2限終了までに養護教諭が学校全体の出欠状況を校長に報告します。

担任の教師は、その日、欠席連絡がない場合は、家庭に電話連絡をいたします。そして、欠席理由を確認いたします。全体の欠席の把握は校長、教頭、主任、保健主事、養護教諭が毎日行っております。

続いてのいじめ問題ですが、いじめの問題は、学校教育において重要な課題としてとらえており、その実態の把握と対策に取り組んでおります。

各学校では定期的に教育相談を実施し、子どもたち一人ひとりの悩みや不安がないかどうか、面談方式で行っております。

また、校内ではいじめ・不登校対策委員会を設置し、指導体制の一層の強化を図っております。

担任だけでなく、養護教諭やすべての教職員が、いつでも相談できる体制づくりを行い、問題解決に向けて迅速に対応しているところです。個人ではなくチームで、全体で対応するというところでございます。

いじめの実態ですが、携帯でいえば、からかいや冷やかしが一番多く、言葉でのおどしが次に続きます。級友が何気なく言った言葉で傷つくことがあります。良好な人間関係を

築くためにも、言葉の使い方、言葉の大切さについて指導しています。

また、いじめの発見については、ほとんどが本人からの申し出や教師の発見によるものです。教師が一人ひとりの子どもたちをしっかりと観察し、少しの変化も見逃さない。そして発見したら、迅速に対応していくという姿勢で臨んでおります。

現状において、今年度の発生状況を昨年度と比べますと、小、中ともに大変いじめの件数は減ってきております。今後も自分づくり、仲間づくりを通して、一人ひとりの心を育てていきたいと考えております。

続いて、携帯電話の対応についてですが、学校では携帯電話の持ち込みは原則禁止しております。したがって、学校へ携帯電話を持ってきている児童生徒はありません。

ただし、子どもの登下校時の安全の確保等のため、どうしても持たせたいということがあれば、保護者としっかり話し合い、在校中は学校で預かるなど、柔軟な対応をしております。

不登校の関係ですが、不登校につきましては、平成 19 年度は小学校 8 件、中学校 59 件、計 67 件となっております。

不登校の主な原因につきましては、小学生は情緒困難や無気力が挙げられ、本人の問題や親子関係、友人関係に起因することが多いと考えております。

中学生では、小学生と同じ理由のほか、原因の複合型、遊び、非行なども原因となっております。

不登校の対策につきましては、各校で不登校対策委員会、教育相談期間の設定、家庭訪問、スクールカウンセラーや養護教諭、担任との相談体制の整備、事例研修会、各種研修会に参加するなどして、対策と対応の方法については研究し、担任だけで悩むことなく、チームで取り組むように努めております。先ほどと一部、重複するところがございます。

こちらにおいても、個人ではなくて、チームとして対応していくということでございます。

以上です。

続いて、虐待、教師による虐待。

虐待とは言わず体罰と言っておりますが、体罰はございません。

子どもに対する虐待につきましては、平成 20 年度 5 件の報告を受けております。改正児童虐待防止法によりおかしいと感じたら、迷わず通告する義務が生じてまいりました。学校はこのような状況が発生した際には、虐待通告票を教育委員会に提出するとともに、家庭教育相談員とも連携して問題の解決に当たります。

⑦にまいります。

問題発生時の家庭、行政、警察への対処方法についてですが、虐待につきましては、先ほど述べましたように、家庭教育相談員と連携し、中央児童相談所などにも協力をお願いしながら、家庭、学校、教育委員会、児童福祉課、関係機関と連携しながら対処しております。

問題行動発生時も同様に、関係諸機関と連携しながら迅速に対処してまいります。

⑧に移ります。

豊明市の展開している運動についてでございますが、本市では一昨年、豊明中学校区の生徒会、児童会が連携して、ひまわり運動をスタートいたしました。あいさつ運動とともに、「日本一いじめのない街とよあけ」を目指し、全市の生徒会、児童会を巻き込みながら、運動を進めております。

教育委員会といたしましても、「さわやかひと声運動」で、「つなごう絆 かけようひと声」をスローガンに、あいさつ運動を行っております。

この一環として、「さわやかDAY」を年2回設定し、各校のスクールガードや登下校の際の防犯ボランティアの方々にも協力をいただき、安全の確保とともに、元気なあいさつのできる児童生徒の育成に努めています。

⑨へ移ります。

指導に悩み登校できない教師の増加というお話がありますが、本市におきましては、指導に悩み登校できない教師は増加はしておりません。精神性疾患で休職している教師は若干名います。

指導力につきましては、教員の大量退職時代を迎え、毎年新しい教師が多く誕生する時代となりました。このことにより、学校内はベテランと若手という構成となり、一刻も早く若い教員がベテランの持つ指導力や技術を身につけるよう、校内の現職教育や市主催の研修会を開催しております。

⑩、危機管理へ移ります。

学校における危機管理は、地震、火災などの避難訓練が中心でしたが、最近では防犯関係の訓練であります連れ去り防止訓練や不審者対応訓練、大地震や異常災害に対する異常災害時の引き渡し訓練も行っております。

そして、各学校では、このような訓練を防災指導計画の中に位置づけ、年間計画のほか活動組織、具体的な安全対策を作成しております。

また、防犯情報に関しましては、県内に学校安全緊急情報化広域ネットワークが組織され、重要な情報が県内全域に発信されたり、豊明市教育委員会と近隣市町教育委員会との連携、市内の幼稚園や高校、私立中学校、私立大学や近隣大学とも、ネットワークを張りめぐらしております。

続いて⑪、保険関係でございますが、登校から下校までの学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒などにかかる医療費、障害見舞金、死亡見舞金の給付に災害共済給付制度に現在加入しております。

具体的には、医療費は総額5,000円以上の場合に限り、自己負担分の3割を含めた4割相当額を、障害見舞金は1級から14級までの等級により、3,770万円から82万円まで、それぞれ等級に応じて給付をされます。

また、死亡見舞金は、2,880万円が給付されますが、突然死や登下校時は約半額の1,400万円となります。

共済掛金は児童生徒1人当たり年額 945 円であります。もちろん、全額公費で負担させていただきます。

続きまして4番、家庭管理下での家庭と学校の状況についてのうちの①、情報伝達と諸連絡網についてであります。緊急連絡網につきましては、各地区ごとに個人情報に注意しながら、電話による緊急連絡網を作成しております。

しかし、共働きの家庭も多く、連絡網が順調につながらないということから、各学校が携帯電話によるメール配信を行うようになっています。

学校の緊急情報のほか、防犯情報も合わせて発信しています。

学校と地域の対応についてであります。先ほど述べました学校安全緊急情報化広域ネットワーク活用訓練を行いますと、1,000名を超えるスクールガードや地域の老人会の安全ボランティアの方々に、ご協力をいただいております。本当に多くの方に支えられて、児童生徒の安全が守られていることを実感しているところでございます。

子どもたちも毎年この時期、「感謝する会」を企画する中で、登下校時に自分たちの安全を見守ってくれているボランティアの方に、感謝の気持ちを表したいと述べております。今後も、豊明の子どもたちのために、引き続きお力添えをいただきたいと思います。

③の危機管理についてですが、防犯に関する危機管理につきましては、ネットワークの活用と学校での訓練を怠らず、常に見直しを図りながら、安全の確保に努めてまいります。

④の区、町内会との関連、かかわりですが、現在、学校からの防犯情報に関しましては、豊明市教育委員会から区長の皆さんと青少年健全育成の皆さんに発信しております。区長の皆さんから町内会へとの連絡経路をたどっております。

続いて、5番の小中一貫校についてですが、小中一貫校のメリット、中1ギャップの解消や、教育課程の実施における円滑な遂行などができるということが、メリットとして挙げられております。

しかし、本市の学校におきましては、小学校、中学校、接続する学校がほとんどなく、現段階におきましては、豊明市教育委員会の重点課題であります小中連携、小学校、中学校との連携教育を、中学校区ごとにより一層推進していくというところで、ご理解をちょうだいしたいと存じます。

続いて、6番の教育委員会の動向ですが、教育委員会会議は毎月1回、定例会が開催されており、審議内容につきましては、もちろん教育委員会の中で学校教育から、社会教育から、社会体育から、諸般すべて教育にかかわることは、一般教育にかかわる本市の一般的な方針や委員会規則、その他委員会の定める規程の制定や改廃、そして全国学力学習状況調査への参加の要否などを審議し、委員会の議決として定めております。自由闊達な議論の中にも、慎重な審議をしていただいているところでございます。

6番までにつきましては、私がお答えさせていただきました。

終わります。

No.125 ○議長(堀田勝司議員)

後藤教育長。

No.126 ○教育長(後藤 学君)

それでは、7番目の豊明市の教育の、教育長としての基本方針について述べよということでございますので、お答えをしたいと思います。

一昨日、杉浦議員の同趣旨のご質問にも長々とお答えをいたしましたけれども、一言で申し上げれば、自分の将来に夢を持ち、こつこつと努力をして、それを実現しようとする、そういった態度を、日ごろの授業とか、あるいは学校行事の中で身につけていく。そういった子どもたちを育てていくということが、義務教育ですので当たり前のことですが、そういったことが一番大切なことではないかなというふうに思っております。

そこで、豊明の小中学校を卒業して、そのような生き方を貫いて成功された方、お二人、このお二人は市の教育委員会の中でも大変話題になった方ですので、ここでちょっとご紹介したいと思います。お一人は2007年、2008年、東京ミシュランガイドで紹介されました三つ星のシェフ、世界的にも評価される一流のシェフになられた方です。

小学校の担任の先生によりますと、おとなしい目立たない子であったけれども、よく立派になってくれたということでございます。

それからもう一方は、これは新聞のコラムサイトでも紹介されておりましたけれども、アラスカからオーロラをネットワークで生中継をする、そういうウェブサイトを立ち上げられた方です。

このウェブサイトに対して、多い月では500万人、実に天文学的な数字の方たちがアクセスをされたということで、科学ジャーナリスト賞を受賞された方です。

二人とも豊明の小中学校を卒業された方です。

このように、お二人とも自分の夢を見つけ、その夢を実現するために努力され、今日の評価に結びつけられたということでございます。

このようなことを、すべての生徒に、このような華やかな評価を求めるといってはいませんが、自分なりにそれぞれの夢とか、あるいは生き方を見つけるために、単に学力だけではなくて、体力あるいはコミュニケーション能力、公共心等々の人間として一番基礎になる力、そういう力を、くどいようですが、義務教育でございますので、当たり前のことを当たり前に努力をして身につけていただくという、そういうことをしていきたいと思っております。

それから、学校区、学校再編の問題、あるいは学校統合の問題についてもご質問をいただきましたけれども、学校というのはコミュニティーの核であると言われるように、地域社会と大変密着した関係にございますので、この見直しは、確かに豊明では必要なところもあると思っておりますが、よく考えて研究をしていきたいというふうに思います。

それから、学校統廃合につきましては、豊明市は今まで教育関係に大変な投資をしまいいりまして、土地とか建物とか大変な資産を教育委員会が、まあ教育委員会がということではなくて、豊明市として教育関係の資産を持っております。

それを、ある意味ではこれからの教育、あるいは豊明市の行政の中に活用していくということは、大変重要なことであると思いますので、教育委員会といたしましては、かたくなな態度をとらずに、学校の統廃合の問題についても、柔軟に研究をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.127 ○議長(堀田勝司議員)

相羽市長。

No.128 ○市長(相羽英勝君)

石橋議員から大変熱心なご質問をいただきました。8番目の項目で、ご指摘の質問のありました件についてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど、教育長が人づくりという観点で話をされたかというふうに思いますが、私はどちらかという、まちづくりと人づくりという考え方を持っております。

学校というのは、学校の校舎があって、運動場があって、そして先生があって、図書室があって、いろいろ給食があって、そういうことが有機的に絡み合って、教育が実行されるわけでありまして、PTAもしっかりであります。

したがって、学校の中にどういうコンセプトが詰め込まれているかということが、私は大事だと思っております。よく俗に言われる「仏つくって魂入れず」というような形であってはならないというふうに思っております。

まさに、まちもそうだと思っております。まちをつくっても、そこに住んでいただく人々が、このまちに慈しみ親しんでいただける、そういうまちづくりをしていかなければならないと。したがって、市全体として、地域、社会を支える人材を育成していくということが、大切だというふうに思っております。

私たちは日に日に年齢を重ねてまいります。まちが老化をしていくというようなことも、大変危惧をされるところでございます。したがって、新しい血、若い血が大きく羽ばたいていただくということがない限り、発展はまず望めないというふうに思っております。

そういう観点から考えていきますと、まさに学校は市民をつくっていく、そういう営みの必要性を持っている、役割を持っているところでもあると言いかえることができます。まちを支える人材を生み出してくれるのが、教育であると考えてもおります。

豊明の教育を受けた、また現在受けていただいている多くの児童生徒が、豊明市を今後支えてくれることを大変期待しておりますし、また、それぞれの生徒さんの個性豊かで、しかも発想力、行動力、決断力等、加えて家庭愛、あるいは地域愛の痛みもわかる、喜びも

わかる教育が望ましいと思っております。

もう一つの観点からいきますと、学校区、あるいは学校の再編等のお話をいただいております。市内の学校の規模をつぶさに見てみますと、1校 220名の生徒で構成される学校から、900名以上を受け入れている学校、大きな大規模な学校も存在しているわけであり

ます。小さな規模の学校は小さな規模の学校として、やはり功罪はいろいろあろうかと思えます。また、大きなところも同じようであろうかと思えますけれども、やはり豊明市の場合は、昭和40年代に人口が急増いたしまして、そして学校づくりも盛んになり、また、その学校づくりから学校が一気に増えて、現在のような少子社会に変わってきているわけでありますので、この辺のところをよく精査しながら、子どもたちがよい意味で競い合える、また多くの同年仲間をつくり上げていくような、そういう切磋琢磨のできる学校規模が望ましいというふうに思っております。

したがって、学校区につきましても、児童生徒あるいは通学の距離等々を勘案して、研究をしていく価値があるというふうには思っております。

あと一つ、学校というのは、ややもしますと、外部に開かれていないというようなことがよく言われます。したがって、開かれた学校、こういうことも求めていく必要があると思えます。

学校評価については、現在、教育委員会のほうで、学校や愛知県の委嘱等を受けて、研究をしていただいているということもございますけれども、教師自身の評価であるとか、PTAや児童生徒の学校に対する評価研究、そういうものが行われているということは、大変私は喜ばしいことであるというふうには思っております。

しかし、今後とももっと広く、保護者や地域住民の意見を聞くことができるようなことも、模索をしていく必要があるのではないかと、こんなふうには考えております。

以上でございます。

No.129 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.130 ○経済建設部長(山崎 力君)

三崎公園での火気使用は是か非かということで、答弁をさせていただきます。

公園の利用に支障を及ぼすような行為といたしまして、たき火等は禁止をしております。

禁止看板等につきましては、たき火等の禁止看板を公園内に設置をして、秩序ある公園利用がされるように啓蒙を図っております。

議員のご指摘のように、桜まつりの期間ということでございますが、今年度は3月の27日から4月の5日までを予定をさせていただきます。

これは観光協会といたしまして、全般的な警備、ガードマン、あるいはシルバー人材セン

ターのほうにお願いをしているところがございます、バーベキュー等の火気使用はしないでくださいというような看板ですね、こういったものを公園の入口等に3カ所、さらに公園内には禁止のビラ等を10カ所ほど出す予定をしております。

それから、期間内のごみの処理でございますが、これも観光協会といたしまして、清掃の委託をしているということでございます。

ボランティアの方にやっていただいているということも、これも十分承知はしております。大変感謝をしているところでございます。

花見に際しましては、年に一度のことでございますので、秩序ある利用に心がけて、大いに楽しんでいただきたいというふうに思っております。

終わります。

No.131 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.132 ○7番(石橋敏明議員)

ありがとうございました。長々と非常にわかりやすい答弁をいただきました。ありがとうございました。

それでは、ちょっと先に、三崎公園の今部長のほうからのお話、今ちょっと私が聞きますと、それじゃ花見のシーズンだけは容認ということでございましょうか。

「楽しんでいただく」ということを言われましたので、バーベキューいいのかなと、ちょっと私の理解力が乏しいのかもわかりませんが、もちろん楽しむのですが、バーベキューを楽しむのかというふうに私は受け取ったんですが、あくまで禁止ということですか。

No.133 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.134 ○経済建設部長(山崎 力君)

禁止でございます。したがって、看板等は出させていただきますし、さらに観光協会のほうへは、そういったことを強く申し入れをしていきたいというふうに思っております。

終わります。

No.135 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.136 ○7番(石橋敏明議員)

じゃ、そういうことで徹底をしていただきたいと思います。

昨日、ちなみに帰りましてから、刈谷市、大府市、東海市にちょっと聞いてみましたところ、刈谷市はすべて、全面的に禁止だということでございます。大府市は基本的には禁止。しかし届け出があれば一部認めるということでございます。東海市におきましては全面禁止。しかし大池公園、市役所の横のほうの大きな公園ですが、この公園については、大池公園の管理事務所で花見シーズンに限り、3月23日から4月12日、この間は届け出が必要ですが、人数とかいろいろ届け出が必要ですが、場所等も指定して許可すると、こういうことでございました。

それじゃ、そういうことで私も一昨年、昨年、使ってはいけないというふうに話しましたら、えらいひんしゆくを買いまして、使っているじゃないかということで、えらいお叱りを受けた件もありますが、これではっきりしたということでございますから、履行していただきたいと。よろしく願いいたします。

それでは小中学校の問題、本当に議員の皆さんもいろいろな点でおわかりいただいたことと思います。成績についても、おおむね平均点より、かなりいいのかなというふうに受け取らせていただきました。

それから教育長、それから市長、本当に市長の答弁を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

先ほどのオバマ新大統領の一般教書演説で、あの教書演説の中で、子どもたちの教育というものに触れましたけれども、さすがアメリカだなと思いましたが、家庭教育は特に大切であるということで、家庭教育を強調されておりましたが、そのとおりだと思います。

また、教書で言われました家庭愛、地域愛、こういったものを今後、市長も基本方針としてやっていきたいということで、非常に気をよくいたしました。

それから、この中で学校再編、統廃合、こういったものについては、特にやっぱり今後絶対必要になっていく。まあ絶対とは言いませんけれども、絶対に近い状態で、いろんな面でそういうふうにならざるを得なくなる状況下だと思っておりますが、そういうふうになってからではなしに、やはり事前に、そういったものも研究することも私は必要じゃないかなと思っております。

それから、今もお話ししましたように家庭教育、これが本当に大切じゃないかなと思っております。

保護者との連携、こういったもの。それから、たくさんありますので、あれもこれもです

が、災害の点だけちょっとあれしますと、地域との連携というもので、見まわり隊とか、いろいろありますが、学校とか教育委員会、そういった教育に関する方が、聞けばそういうふうに言うのですが、現実には、それでは区とか町内会、一つ、前から私がよくお話ししているんですが、小学校区の運動会について、ずっと私はこちらに来ましてから、運動会などには招待されておりました。

だから、いろいろ町内会長、副会長、学校の子どもたちを、やっぱり身近に感じるわけですね。いざというときに、「町内会長さん何とかしてくれ」と言えば、すぐできるんですが、今そういうことに学校自体が取り組んでおりません。招待してもらっても、お金がかかるわけじゃなし、こういったものが三崎小学校については、ここ4～5年前ですかね、なくなりました。

私も数度出席しましたけれども、そういうふうには終わってありますが、まず町内会長、副会長、一番身近な、住民に一番近いところの方を、今まではずっと招待していただいております。行かなければ、もう町内で文句を言われるぐらいの状況でありましたが、今は三崎小学校についてはやっておりません。

だから、こういったことは、地域の皆さんは、やっぱり子どもがいなくても、地域に関するいろんなものがありました場合は、力となりますので、そういったものを常日ごろやっておかないと、何かあった場合、「すぐやってくれ」と言っても、なかなかそれはコミュニケーションができておりません。

そういった細かいことですが、非常に大切なことでございますので、そういった面も今後構築をしていただきたいと、こういうふうに思います。

まあ時間もあれですが、先だって、ある小学校で、日にちを言いますと1月の29日、時間はたしか10時か11時ぐらいだったなと覚えておりますが、学校の横を通りかかったところ、フェンスの内側に小屋といいますが、運動用具を入れるところがあったのかな、その間で多分3年生から4年生、5年生までいっているかどうかわかりませんが、子どもが1人遊んでおりました。

あっ、こんなのおかしいなと思って、私は車をとめて、さっと行ったんですが、ちょっと気づかれたらしくて、小走りで校舎の内側に逃げていきました。

それで、これは何かなと思って、学校に行こうと思ったんですが、ちょっとまた余りあれするといけないと思って、そのまま引き下がってきたわけなんです、これで私はここに登校から放課までの、出欠をとってから、どういうふうになっているのかと。

例えば、これが簡単なことですが、事故があったら大変なことになります。生徒は1人もおりませんでしたので、授業中だったと思います。

私は後から職員室に行けばよかったなと、何度も後悔はしましたが、そういうことで、もしだれかに連れ去られたりした場合については、大変なことになります。授業やそらの問題じゃない。こういったものを、簡単なことですが、やはり教員に徹底を、初歩が一番大切です。

だから、そういった意味で、中はすべてよく、しかし角々のちょっとしたことで、大きな汚名を着ることになります。汚名ぐらいだったらいいんですが、命の問題にかかわった場合は、これは大変な問題ですから、ぜひこういった問題に取り組んでいただきたい。

それから、ちょっと口幅ったい言い方かも知れませんが、私は朝、立たせていただいているんですが、子どもたちにはよく言っています。集団登校の意味、これは何か。

100メートルか、200～300メートルの距離、学校の間はせいぜい1キロぐらいですが、5人、10人が固まっていく。ところが、その前のグループに遅れをとった子が、ちょいちょいおります。それで、まあ100メートルか150メートルありますので、その間に、とことこ小さいのが歩いて行く。

これは、もう私が見ていて本当に危険だと思いますので、常にそういう子には前につけと、後ろについてもいいと。とにかく、これが集団登校の意味なんだよと、これも先生に教えていただきたい。その意味がわかってない。

簡単ですが、その間に、それじゃ車をとめて、こんな背の小さいのを、私だってあれですが、連れ去ろうと思ったら簡単なこと。

だから、そういった小さなところに危険が潜んでおりますので、こういったものを、ぜひ気をつけていただきたい。こういったものをたくさんいただきました。よくわかりましたけれども、そういうふうな意味で、そういう点、よろしく願います。

今、ちょうど食事をしておりましたら、ある高校生が、家の居間かなんかでいないということで捜していたら、首をつって亡くなっていたと。さっき見た方もいるでしょうけれども、そういうことで、いじめられた子どもの名前を全部書いて、遺書が残してあるというような、今テレビで報道されておりましたが、そういうことで、いろいろ豊明市内でも結構、陰湿ないじめが現状起こっております。皆さんが知らぬだけで起こっております。もう本当に口では言いあわせない、子どもたちの成長時代の生涯、心に残るような陰湿ないじめが現状起こっているんです。

だから、うちだけはないというようなことは全くありませんので、ぜひそのあたりも、いいことはもちろんですが、そういうことも頭に入れていただいて、健全育成のために我々も力を尽くしていかなければいけないと思います。

どうもありがとうございました。

No.137 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、7番 石橋敏明議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明3月6日から3月10日までの5日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.138 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明3月6日から3月10日までの5日間を休会とすることに決しました。

3月11日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後2時57分散会